

## 平成 2 2 年度 第 4 回伊丹市行財政改革推進懇話会

日時：平成 2 2 年 1 0 月 1 8 日（月）

午後 2 時～午後 5 時

場所：水道局 3 階 第 1 会議室

### 会議次第

1 . 開 会

2 . 議 題

（ 1 ）行財政プランの取組み項目について

行財政プランの取組みの体系について

行財政プランの策定に向けての取組み項目について

（ 2 ）その他

3 . 閉 会

### 出席者

（ 委員 ）

田中会長

松尾副会長

伊東委員

大森委員

北野委員

田爪委員

波多江委員

（ 事務局 ）

阪上理事

平寄理事

二宮政策室長

宇谷人事課長

林教育総務課長

山中財政室長

坂本財政課長

佐藤行政経営課長

## 開会 午後 2 時 0 0 分

○事務局 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成 22 年度第 4 回伊丹市行財政改革推進懇話会を開催させていただきます。

開催状況ですが、委員総数 7 名、全員出席でございます。伊丹市行政改革推進懇話会要綱第 6 条の規定に基づき、過半数を超えておりますので、この会は成立することをお伝えさせていただきます。

本懇話会は、伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、運営しておりますが、その中で会議は公開するとなっております。ただし、伊丹市情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報が含まれる場合は非公開にできるとなっております。これに伴いまして、本懇話会としての傍聴に関する手続及び遵守事項を適用いたします。

また、本日の傍聴者は 4 名でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 わかりました。どうもありがとうございます。

皆さん、4 回目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今日も 3 時間ということで、長丁場でございますので、ぜひ活発な御意見等をいただきたいと思います。

それでは、初めに少し事務的なことを申し上げたいと思います。4 回目の会議録作成に当たりまして、前回同様、出席委員の中から 2 人の御署名をいただくことになっておりますので、今回は B 委員と E 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

後日、会議録ができ上がりましたら、事務局の方からお伺いをさせていただきますので、署名をよろしくお願いいたします。

それから、後で資料を確認させていただきますけども、資料 6 に第 3 回目の懇話会終了後、各委員の方よりいただきました御質問あるいは御提案のメールについて御紹介をさせていただきます。かなり分量がございますので、詳細についてはこちらから一々読み上げるということはいたしませんけれども、事務局の方から簡単に説明して

いただくということは難しいでしょうか。

○事務局　まず、B委員からいただいておりますのが、第1回目終了後にいただいたメールになります。主な質問が2点ございまして、まず、市バス高齢者無料乗車証の5億3,000万円の算定方法です。もう1点が、第5次総合計画についてご質問をいただいております。

同じく、B委員からもう1点御質問がございまして、こちらは第3回目の懇話会終了後にいただきました。伊丹ホールの委託料の関係と、長寿お祝い会についてです。

同じく、第3回目の終了後、F委員からメールをいただいております。こちらは、会の進め方についての御提案をいただいております。その他、法人税関係や、企業誘致関係、それから本市が力を入れて取り組んでいきたいと考えております滞納対策関係など多岐にわたり御質問いただいております。

そして、質問回答資料として、伊丹市企業立地支援制度のパンフレットと、前回説明いたしました広報伊丹の税財政特集号も添付させていただいております。家に戻られましたときにでも目を通していただきますようよろしくお願いいたします。

○会長　どうもありがとうございました。

ただいまの説明で要点をまとめていただいたと思いますが、この辺もまた参考にしながら議論を進めていただきたいと思います。

それでは、本日、配付をさせていただきます会議次第に従いまして進めていきたいと思います。すみません、ちょっと資料が多いので申しわけないですけど、事務局から資料の確認をしていただけますか。

○事務局　失礼します。まず、資料の説明をさせていただきます。

まず、1枚目でございますが、第4回伊丹市懇話会次第になっております。そして、2枚目に第4回伊丹市行財政改革推進懇話会資料の一覧となります。こちら第4回資料1とありますが、これはA委員からの提案であります。資料がたくさんあって、懇話会が第1回、2回目とあり、資料が何回目の懇話会であるのかわからなくなる可能

性が出てくるということで、資料の前に第４回、これからでしたら第５回資料１という形で表示させていただきたいと思います。第４回資料１が行財政プランの体系になります。

続きまして、第４回資料２、事業の振り分けフローチャート図、こちらになります。同じく第４回資料３、行財政プランの取り組みの視点一覧。第４回資料４、伊丹市行財政プラン策定に向けた取り組みの項目一覧。第４回資料５になりまして、平成２２年度行財政プラン策定に向けた取り組みの項目調書になります。最後に、第４回資料６、各委員による懇話会に対する意見、提案になりまして、最後に本日の座席表になっております。

○会長      どうもありがとうございました。

それでは、早速中身に入りたいと思いますが、まず先ほどの資料の１ですね、行財政プランの取り組みにつきまして、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局      それでは、行財政プランの体系について御説明させていただきます。すみませんが、座って説明させていただきます。

そうしましたら、お手元の資料１をご覧ください。行財政プランの体系ということで、基本方針、これは自立的な行財政運営としております。サブタイトルで、柔軟で堅実な財政運営ということで、これは現在策定中の第５次総合計画の「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」というキャッチフレーズの実現に向けまして、基本目標、市民が主体となったまちづくりの実現ということを掲げております。その中で基本方針、自立的な行財政運営、それと基本施策としまして柔軟で堅実な財政運営を引用させていただいております。

次に、今まで申し上げてきました、行政がすべきことか、民間でもできることか、いわゆる実施主体、それから税金をどのような形で、市民がどれくらい御負担いただくのかという税金の使い方、そういった考え方のもとに事業を検証いたしまして、この

5つの体系に振り分けたいと考えております。

それでは、5つの体系を簡単に御説明させていただきます。

まず、こちらに取り組みの柱を5つ上げております。最初に積極的な財源確保をあげております。これは今まで取り組んで来た行財政改善計画が、歳出の削減重視ということで取り組んでまいりました。しかし、これまでのこの懇話会でもご議論頂いてきましたが、景気の低迷から歳入がかなり落ち込んでおりまして、急激な回復が見込めない中、全体額が決まっているような形になっておりますので、これからは、歳出の削減よりも歳入をいかに確保していくか、いかに徴収率を上げるか、ひいては積極的な財源確保にどう努めるかということで、最初に積極的な財源確保を持ってきてございます。

その取り組み項目といたしましては、先ほど申し上げましたように、まず市税の適正な課税の徹底が必要であること、それからこれも前回御議論いただきました、今後収入未済額が増え続けていくと事業の制度自体の根底を揺るがしかねないと思われます。そういったことから、公平性の確保として、最初に重点的に取り組む課題として上げております。

次に、受益と負担の適正化という観点から、使用料、手数料等の適正化。

次に、本市の特徴でもあります競艇事業、収益事業収入の確保。

それからこれも委員方から強く御意見いただきました新たな財源確保ということで、今まで以上にがむしゃらに財源確保に取り組んでいくというところで、ひとつめに積極的な財源確保ということを上げさせていただいております。

次に、事務事業の抜本的な見直しということで、やはり行革といいますと、この5年間を含め、これまで歳出の削減を行ってきたとはいえ見直しをしていく必要があると考えております。その中で、まずは、事務事業の総点検による見直し、これは事業の所期の目的の達成ができているのかどうか、また今後、続けていくべきなのかどうか、そういったことを考えながら、選択と集中の考え方から事業の統廃合や事務事業

の効率化を図ってまいりたいと考えております。

次に、新規投資的事業の取り組み方針といたしましては、今策定中の中期的収支見通しによります歳出、歳入総額の見通しによります削減、それとサンセット方式、新規事業についてはある程度の期間を持って、その統廃合等について考えていくというサンセット方式の導入などを考えております。

それから、3つめといたしましては、効率的・効果的な行財政運営ということで、これは今年6月に国から発表されました、地域の住民が自ら暮らす地域のあり方について責任を持って考えていくという、住民主体の考え方が示されたところですが、第5次総合計画においても参画と協働ということが明示されておりまして、民間活力の活用ということは必要であるということで、1としてに上げさせていただいております。

2点目、3点目につきましては、国の指針や、これも前々回、地方財政健全化法、1つの会計だけではなくて市全体の会計で財政状況を判断するという考え方のもとで、一般会計だけではなく第三セクター等の抜本的な改革や地方公営企業の経営健全化が必要であるということで、2、3としてあげております。

それから、数多くあります公共施設の今後の有効性、サービス性、必要性等を考え、検証いたしまして、統廃合等適正な配置の検討もしてまいりたいということで、公共施設のアセットマネジメントの推進というところを4として掲げております。

次に、4つめですが、適切な人材育成ということで、現行の行財政運営改善計画では、これが一番に上がっております。今現在、定員適正化計画等を策定しまして職員数の計画値も達成しております。今後は限られた職員数の中で行政需要に的確に対応していくために、個々職員の資質の向上が最重要課題になってくると考えてございます。そのために1としてに人材の育成ということを上げております。

あわせて、市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるような適切な組織体制、それと定員の管理、それから民間企業、また国や他の公共団体との人件費の均衡を図るため

に給与制度のさらなる適正化に取り組むということで、人件費の適正化を上げてございます。

最後に、財政指標の目標設定ということで、これも御議論いただいたところでございます。地方財政健全化法の５つの指標、それからその他の財政指標、よく一般的に使われますのが経常収支比率等ですが、それにあわせて議論の中でございました財政基金残高を他市と比較しながら、目標設定をしていきたいと考えてございます。

このような５つの体系を組み立てまして、懇話会の意見書を策定してまいりたいと考えております。

○会長     ありがとうございました。

ちょっと確認したいのですが、この体系というのは結果的にはどのようなのですか。これがアウトプットの骨組みになるのですか。今、体系、前は歳入の話をしたわけですね。今日は、今回歳出の話をしようということだと思っております。行財政プランの体系ということですから、これをベースに、最終的にまとめたアウトプットをこういう骨組みでやったらどうでしょうかということですか。

○事務局     ３回目に行財政プランの策定意見書ということで、資料５で一度プランのイメージ図をお示しさせていただいたかと思います。そちらを基本にこの体系を固めておりまして、最終の行財政プランの組み立てという内容というように考えてございます。

○会長     前回ちょっと時間があまりなく、多分議論してないというように私は記憶をしているので、今回改めて体系をまず頭に入れながら議論するということによろしいのですか。

○事務局     はい。

○会長     基本的な質問ですが、まず歳入の確保策を前回議論しましたね。今回歳出をやりたいということだったのですが、それと並行してこういう体系も議論していこうということですね。要は唐突感が若干あるので、こういうことに関しては前

回議論してないものですから。そういうことでよろしいですね。

○事務局　今日は、当初は歳出中心にということでさせていただいておりましたが、もう残りもわずかになってまいりましたので、最終形のアウトプットの形も一定想定しながら進めてさせていただきたいと考えております。

○会長　イメージを持ちながら議論する、そういうことでよろしいですね。

○事務局　はい。

○会長　ということで、皆さん、一応これも最終的に事務局が考えておられるアウトプットの骨組みですけども、これがいいのかどうかというのもまた、議論は行っていただければいいと思います。ですからこれを見ながら今日は歳出の方も進めていきたいと思います。

どうでしょうか、こういう体系について何か御質問とかありましたらどうぞ。非常に総論的な話なので、なかなかこれに対してどうだと言いきにくい部分もあるかと思いますが、御質問等あればどうぞぜひ発言ください。

若干私なりに補足しますと、最初にどうやって財源確保しますかという話で議論がありましたけども、これは取り組みの柱でいうと、この1番目のところに来ているわけですね、恐らくそういうことですね。これから、今日議論を本格的に行わなければならない歳出をどうするかということですよ。これは恐らく2の事務事業の見直しあたりの中の話になってくるのかなという気はしております。次回以降、組織の話も出てくるのは、これは4番目の人材ということですよ。

○事務局　はい。

○会長　従来から、指標をどうするのか、あるいは民間活用をどうしますかというような話がずっと出てきておりますけども、これが3番目や、あるいは5番目に、骨組みとして入ってくるということなので、要はこういう5本の柱の立て方でいいのかどうかという気がいたしますがいかがでしょうか。

○A委員　1のところについてなんですけれども、一番右に取り組み内容というの

があって、これはあくまでも一例ですよ。話をした中身はもっと細かく、盛りだくさんという感じですし、ここに出てきたのは割とさーっと、これが悪いと言っているのではないのですけれども、活字はひとり歩きするので、1個出てくることで他がなくなったり、これが特にみたいな印象を持たれたら残念なのですけれども、これは今回の資料だけの話で、別に例として載せているというその程度の認識でよろしいでしょうか。

○会長      どうぞ。

○事務局      行財政プランの体系の中で、最終的には、今日また御議論いただきます健全化行財政プランへの取り組みの項目個々に出てくるのですが、そういった中の御意見を踏まえながら、本市でできる項目、できない項目を取り組み項目の一覧というような格好でつけさせていただき予定にしております。ですから、この取り組み内容については、そのまとめのものということで考えてございます。

先ほどちょっと御説明できなかったところがあるのですが、4番については次回の懇話会の中で、5番につきましては、前々回もお話しいたしましたが、数値的なテクニカルな話になっておりますので、こちらの方で算定しまして、またお示しさせていただきたいと思います。

今日は1番、2番、3番について、それぞれの取り組み項目の内容の重立ったものを取り組み内容で記しております。

○会長      多分、A委員の御質問の趣旨というのは、要は取り組み内容では割とさーっと書いてあるので、ここではもうちょっとほかのことも議論をしているので、ということも当然入ってくるのでしょうかという御質問じゃなかったのかと思ったのですが、どうでしょうか。要は書き方の問題なのですよ。取り組み内容とは別に、これはこれだけ書くということじゃなくて、こういうことを中心に、いろんな委員方の議論、意見なり手法があれば、そこへまた書き込んでいくということによろしいですね。

○事務局 はい。

○会長 例えば、恐らくネット競売の活用などから財源確保策に取り組むあたりは多分、先生方は興味があると思うのですが、だからここはもうちょっと内容を充実していただいて、もしそういうのがあれば恐らく議論していただいているので、それは多分事務局でも恐らくご検討はいただいているところだと思うので、もし可能であれば、こういうところに内容として入ってくると思うのですが。

○A委員 おっしゃっていただいたとおりで、4番のネット競売をメインで話したかなと思ったのですよ。

○会長 これはやっぱり事務局側が本来いつも考えておられることと、それからまたこちらで考えていることを本当は合わせないと、懇話会で議論した意味がなくなってしまう。そういう意味では、よくその辺で先生方の意見をどういうふうに入れていくかということを、これから多分やる話だと思います。

○B委員 よろしいですか。先ほど簡単に見ましたら、資料4に資料1でいう取り組みの柱1、積極的な財政確保というのが出ています。何か区分とされているのがありまして、資料4の財源確保の1から7でようやく取り組み内容を書いていると思います。取り組みの柱がまたこういう形で出てきたなと思いました。ところが、資料1の取り組み項目と資料4の取り組み項目とはどういう関連になっているのか、もう一つ私には理解できなかったのです。入っていたり入ってなかったり、4項目が7項目になっていますから追加されているわけですね。その関連がよくわかりません。項目は取り組み項目一覧というふうになっていますから、こちらが取り組み項目ですね。いずれ項目4のときに説明があると思いますが、ちょっと疑問に思いました。

○会長 おわかりでしょうか。質問の趣旨が。今日の議論は、いっぱい資料があるので最初に説明したかったですが、関連性をまず皆さん方に知ってもらわないといけないので、そこをもう一度説明してください。資料4と5と、資料1との関係をお願いします。

○事務局　先ほどのB委員の御質問ですが、ちょっと次の議題にも入ってくる部分と思いますが、次の議題とあわせて説明させていただきますでしょうか。

○会長　議題の中身については後で議論いたしますので、関連性だけを説明していただきたいのです。

○事務局　資料1が先ほど御説明させていただいたものですが、資料2、これが一番大もとになる事業の振り分けの考え方になります。事業をどうやって振り分けながら健全化等に取り組んでいくのかという振り分けの資料になっています。

それに基づきまして、市がやっております事業の中で、資料5が個別の事業の項目になってまいります。それをおおよそ先ほどの資料3のフローチャート、もしくはそれとあわせまして、先ほども御説明させていただきました資料1の体系ごとに振り分けたのが、今、B委員から御質問のあったものになります。

資料4については、これは先ほどの体系ごとに、柱ごとにまずまとめております。左側に区分、体系とございますが、この区分というのが、ちょっと資料が飛んで申しわけございませんが、資料2のそれぞれの一番の考え方になってくる区分になります。これは、行政が行うべきか、民間でもできるものか、税金、費用のあり方はどうするべきか、そういった事業の振り分けの考え方の大もとになるものです。その区分に分けた後に、それぞれ先ほど御説明しました体系に分かれておりますのが、左から資料4の2つ目の欄の体系というところになります。資料4の左から2つ目の欄にある体系のところでは振り分けを行っております。

○会長　何となくそれでわかったのですが、今、B委員がおっしゃったのは、1枚目の資料1は取り組みの柱と書いてあって、次に取り組み項目と書いてある。これ4つで、(1)、(2)、(3)、(4)と振ってあるわけですね。(1)、(2)、(3)、(4)と振ってあるのですが、これの(1)、(2)、(3)、(4)の(4)のところは、結局、資料4に来ると体系という言葉になるわけですか。体系のところへ1-1など書いてあるのが、この取り組み項目で分類したというこ

とになるのですか。

○事務局 はい。

○会長 基本的には、割りの問題ですね。

○B委員 今、それをお聞きしてわかりました。

○会長 僕も今お聞きしてわかりました。ちょっとこれは難しいですね。

○B委員 もう一つ体系と、その背景と言う4の取り組み項目と、関連というのが、もう一つ理解ができなかったのです。意味はわかりました。

○会長 例えば、1枚目の資料では項目と書いてあって、例えば資料5のところは、項目名ではすごくこれ細かいですよ。4つの体系になっていないわけですよ。大区分、項目名のところは何か未収金対策の強化だとかになっているわけですね。これは、だから資料4でいうと、この1から7のワーキングとなりますね。

○B委員 そう説明していただいていることですね。

○会長 だから我々は、要は1枚目の資料のところの、その項目という取り組み項目の項目がちょっとおかしいじゃないですか。どっちかに合わせられるとか、何か同じにしないと。

○B委員 同じ言葉を使っているから誤解を受けるのですよ。

○会長 たとえば、項目と言っておきながら、資料1では4項目しかないのに、ほかのところでは体系です。

○B委員 だから、(1)では体系ですね。取り組み項目(体系)というように書いていたら内容がわかるわけです。

○会長 中身は問題ではないですよ、中身の問題ではなくて要は区分の作り方としては、混乱を招くようなワーキングをしているから、その辺をよく整理しておいてもらわないと、これから議論するときに、どこを議論しているのかわからなくなるという意味です。

○事務局 すみません。多分項目ばかりで違うところへ飛んでいて大変申しわけな

いのですけれども、整理させていただきますと、取り組み内容が資料4や資料5に行っておりますので、調書なり一覧にさせていただいたら、お分かりいただけると思いますので、以後、注意させていただきたいと思います。

○会長 わかりました。こっちを変えないのですね。4とか5をね。

○事務局 行財政プランの体系で、今までの3回目までに若干数値目標など歳出の話がございましたのですけれども、ほとんどが歳入の話でございまして、取り組みの柱の1番を主に議論してきていただいたわけですが、本日、これから取り組みの、内容の細かい御説明及び考え方を説明させていただきますが、歳出の内容を議論していただくに当たりまして、羅列的にいろんな細かい項目を並べましても漠然としてしまいますので、今回、第3回目にイメージとしてこういう体系の振り分けをお示しさせていただきました。事務事業の見直しという視点でこういう内容を検討しています。効率・効果的な行財政運営で、民間活力の活用の中でこういう内容を検討していますという方が御議論していただきやすいと思って、最初に総論の話からしてしまい、結果混乱を招きまして申しわけありません。そういう意図で最初に行財政プランの体系の御説明をさせていただきました。

資料4や資料5のところの区分と体系の数字が大変わからない表示になってしまったのですが、資料4でいきますと、区分はこれまでの事業のフローチャートの4つの立体図に基づく、あくまでも作業をこういう形でしたということですので、頭の片隅に置いていただきまして、資料1の体系の方が、いわゆる真ん中、体系の左側の1番でしたら、資料4の1積極的な財源確保の、1の未収金対策の強化の体系のところの1というのは柱の1でございまして、右側の1というのが項目の1でございしますので、一応資料1の行財政プランの体系とナンバーの数字を合わさせていただいております。

その、例えば7番の市有財産の売却でございましたら、体系の左側の1番が積極的な財源、柱の数字でございまして、4番というのが取り組み項目の新たな財源確保という形で対比させてございます。

だから、資料5もいわゆる大項目というのが柱でございまして、小項目というのが項目でございまして、そういう形でちゃんと体系に合わせた表示をさせてもらったらわかりやすかったと思うのですが、申しわけございませんでした。以後気をつけたいと思います。

○会長　それだったら、これ1と4と5と、全部見ながらすれば大体わかるということですね。皆さん見ながら考えていただけたらと思います。

○事務局　申しわけございません。ちょっと資料があちこち行って申しわけないのですけれども。

○B委員　A3やA2ぐらいに絵を書けば、今おっしゃっていることが、説明しなくてもこれを見れば、理解できるわけですね。大きな紙で説明すれば、説明しなくてもわかるのですけどね。

○会長　ちょっと入り口のところで議論をかき混ぜてしまいましたけど、そういうことですので、その辺はまた、議論しながら直していただければいい話です。

○事務局　取り組み内容につきましても、A委員から話がありましたように、あくまでも今の段階では事務局側でこれが主なものとして出しておりますけれども、おっしゃるとおり、いろんな御意見が出ましたら、ここの部分は事務局で、もう一度検討をし、委員の意見を参考にさせてもらいたいと思いますので、これが決まりということではございませんので、よろしくお願いします。

○会長　ありがとうございました。

そうしますと、多分また構造や、あるいはワーキングなど、また変わり得るものだと思いますので、余りここでああでもない、こうでもないやると、今のところ余り生産的ではないのかという気がいたしますので、ちょっと先に資料2と資料3ですね、考え方のところを御説明いただきながら進めた方がよいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。事務局から資料2及び資料3について、その辺の事業の振り分けの基本的な考え方について御説明をいただければと思いますが、いかがでしょ

うか。

○事務局　そうしましたら、資料２から御説明させていただきます。

これは、当初からお話しさせていただいております市でやっている事業というのが、行政がやるべきものなのか、民間ができるものなのか。またその費用につきましては、税をもって当てるべきなのか、もしくは使用料、手数料をもって当てる方がいいものか、だれがどのような形で費用負担をしていくのか、そういった観点から市の事業を分けていこうとしているフローチャートです。

まず、市の事業について公益性、経済性の観点から実施主体について、どちらが適当なのかということでまず振り分けを考えました。１つは、自治体を実施すべきもの。それが住民の福祉の増進であるとか、安全・安心のまちづくりに関する事業。それから、民間などが実施できる事業では、経済性の活用から行政が行うよりもサービスの向上等につきまして民間の方が秀でているもの、そういった観点から振り分けをしています。

ここで実施主体を振り分けた後に、それぞれ費用負担をどう考えていったらいいのかというのが、ちょうど真ん中から下の段になっております。まず　として、自治体が税をもって実施すべきもの。こちらはもう自治体が責任を持ってしていかなければいけないものであって、これの健全化に対する取り組みといいますのは、効率的、効果的な手法の検討などが考えられるのではないかと。　として、自治体が適正な受益者負担のもとに実施していくもの。こちらにつきましてはその費用が適正であるのかどうなのか、そういった観点から検証を行っていくもの。それから、　として民間などが税の支援のもとに実施できる事業ということで、民間が税の支援のもとに実施する方がより効果的であると考えられるもの、これは民間活力の導入、活用なんかを図っていかなければならないというように考えてございます。最後に、　として、民間などが受益者負担、いわゆるサービス料金等を取って独自でされるもの、そちらの方が受け手に対するサービスについても秀でているもの、行政の役割を終えたもの、そう

したものを考えた上で廃止を検討していかなければならないのではないかとということで、このような柱を考え事業の振り分けを行いました。

1回目から3回目までのさまざまな御意見等をいただいた中で、市の事業を個別に振り分けてみましたが、資料5になります。これは、事務局で先に皆さんの御意見等を踏まえまして、市の事業の中で抽出をいたしました。個々にそれぞれの事業の現状、取り組み、こういった先ほどの資料2から考えられる取り組み方法を考えてたものが、資料5になります。その資料5を先ほど申し上げた体系図、区分で取りまとめたのが、資料4になります。

資料5というのはかなり多岐にわたってございますので、今日すべての御意見いただけるのは難しいかと思っておりますので、特に御意見等がある部分や、また関心のある部分につきましては、メール等で事務局にいただければありがたいと考えております。

その資料5の一例を資料3で挙げています。これを中心に今日は御意見等をいただけたらありがたいと考えております。

特に、資料5につきましては、先ほど申し上げたような歳入についても入っております、これは前回、前々回といろいろな議論いただいておりますところでもございますので、それ以外に何か御意見等があれば、おっしゃっていただけたらと思います。

○会長     ありがとうございました。

ちょっと確認なのですが、よろしいですか。この事業のフロー図がこれでいいかどうかというのがあるのですが、基本的にこれは事業の振り分けということだから、ここでいう事業というのは基本的には歳出に係る事業ですよ。要は、費用を使う方で、入れる方じゃないですよ。恐らく事務局が考えておられるのは、国でやっている、いわゆる事業仕分け的なフローチャートということですよ。この事業の振り分けの考え方としてはそういうものに対してお金を使っていいかということでしょうか。

要は、行財政プランの取り組みの視点で、課長がおっしゃったように、要は歳入に

係る部分と歳出に係る部分が混じって入っているものだから、例えば市有財産の売却なんていうのは、まさに歳入ですよ。どのように収入を確保するかという話ですよ。そういう場合は、区分としては地方公共団体の税をもって実施するというところにそもそも入るのかどうかというのがよくわからないのです。

普通考えると、ある事業を行う時に、税金を使うのか。それとも使用料などを取って行うということを議論するときに、こういう事業の振り分けチャートを使うのかと思うものだから、歳入を確保する議論をこういうところでそもそも入れると、何となく混乱するような気がしないでもないで、ここはまた入り口の議論で申しわけないのですが、それをあえて1というふうに分ける必要があるのか、よくわからないのです。

○C委員　多分、今日何を議論していいのかというのが、わからないのだと思います。1つずつ確認をしていかなければならないのですが、今日歳出についての議論をするというのが会議のテーマになっているはずで、その歳出の削減について議論をするということが、この事業の振り分けというものを考えていけばいいのかというのが、つまり最初の説明資料でいくと、事務事業の抜本的な見直しというところの事業と、この事業は同じかということですね。

そういう問題がわからないということと、それと今、会長がおっしゃったように、この具体的な割り振りの1、2、3というのは歳入の話も入っているので、今日は歳入のところは飛ばして、ここに入っている歳出の部分だけを議論をすればいいのか、

そうすると、この資料2というのは、歳入も歳出もすべて入った包括的な、歳出だけを議論するものではないですよという議論をしなければいけないのかということですね。

さらに言うと、じゃあ具体的に我々は何について議論をすればいいのか。資料5を見ると、もう具体的に取り組み方針まで決められていて、金額も入っていますよね。これを幾ら削減するかというのも入っていて、効果額も入っている。

そうすると、我々はその 、 、 、 というふうにカテゴライズされたものが本当にそれでいいのかという、そういった市の方で判断された内容を、さらに我々が適切な判断だったかということとをここで議論をしなければいけないのか、それとも、具体的な中身について何かコメントがあればコメントすればいいというような議論をしなきゃいけないのか、ということですね。

○会長 どうぞ。

○事務局 まず、事業の振り分けですが、中心としますのは歳出、C委員がおっしゃられますように歳出を中心に考えていただけたらと思っております。歳入につきましても、単に区分というような形で事務局案を出しているのですが、皆さんの御意見を伺いながら、反映、修正等を考えていきたいと思っております。

それから、最後の事業の資料5でお示しさせていただいているのは、先ほどうまく説明できなかったのですが、市の判断でこういった事業の振り分け、取り組み方法を考えたのですが、判断したというものではございません。今まで1回目から3回目までの議論の中でいろいろと意見をいただいた中、例えば市の単独事業を重点的に見直していかないといけないなど、そういった意見をもとに市の事業の中でそれに該当するようなもの、縮減に効果があるもの、そういったものを事務局の案としてお出ししています。ですから、これは決定事項というものではなく、こういった事業の取り組みができないかというので上げておりまして、どれぐらいの額が出てくるのか、そういったものを事務局案として作成する段階で、先に原課で確認をとっている資料になっております。

○C委員 そうすると、資料2の事業とは何ですか。事業が振り分けられるというフローチャート図ですか。それは事務事業をイメージすればいいのですか。この資料2のフローチャート図の事業という、大もとの事業を定義してください。

○会長 すみません、今の先生の話をちょっと翻訳すると、要は資料5で、例えば、未収金対策の強化のところで区分 と書いてある部分ですが、この は何なのですか

ということ、例えば、これは、ここで言う事業振り分けチャート図の を言っているのか、それとも全く関係ないのか。もっと言うと、今、C委員がおっしゃっているのは、要は事務事業の抜本的な見直しのところに関してこのチャート図は当てはまっているので、歳出のところでこのチャート図に当てはめてやれば、すっきりするのではないかというように私は思っているのですが、どうでしょうか。

○事務局　まさにおっしゃるとおりでして、申し訳ございません。最初にB委員からも話がありましたとおり、まだ煮詰まっていません。

そもそもスタートとして、先ほどおっしゃいましたとおり、例えば、資料4と書いたところの5番で、収益事業の繰り入れというのがありますが、ポート事業から頑張ってもらって繰り入れを増やそうということなのですが、これ区分でいきますとなので、自治体が受益者負担のもとで実施ということで、何かこれ意味がちょっとよくわかりませんということになってくると思うのです。おっしゃるとおりでして、完全に整理ができておりません。正直申しまして、この出し方について、事業の区分をどのようにしていくのかをしっかりと整理していきたいと思います。

実はさっき申しましたこの資料5として出ている項目は、事務局で考えたと言いましたけど、そうではなくて、市役所内部でもいろんな事務事業を各課に見直しなさい。それから議会など、そのほか住民の方々からいろいろ話をいただいている部分について、宿題になっていることをしっかり整理し直してくださいということで内部での見直しの部分も入っております。

これから入っていきますと、いろんなことをそれぞれやっていけばいいのですが、当然この歳出の中の見直しに入っていきますと、当然それとは別に市役所がそのまま今まででやっていけるのだから、このままやっていったらどうだという話に必ずなりますので、一つの考えとして、一定の成果があったものについては廃止してもいいのではないかな。あるいは、いろんな振興補助金などで出しているものについては、それは本来よく考えてみると市役所が応援するのではなくて、それは基本的に市民の方で

やっていただくべきものでないか。

あるいは、逆にこの事業にはお金をかけていないけど、そうじゃなくて、これらを措置すべきだといったことも入っております。そういったことを説明するのは、事業仕分けに近いかもしれません。そういう意味では会長がおっしゃいましたとおり、そういうような整理の形には振り分けていく考え方を整理すると、恐らくこういうようなフローチャートの から ってなりますが、C委員のおっしゃるとおり、実はこれだけで振り分けるのは無理でございます。そのほかにも実はこういうもの、その他でこんなものというのがありますので、左にある区分体系というのはよくわかりませんので、これはなぜ見直しをしなければならぬのかという結論になってくると思いますので、そういった形の中で、どちらかという右側の方に、なぜ今回見直すのかと、あるいはこういう負担をお願いするのかという、その説明というような形でこれはもう一度整理し直したいと思っております。

○会長 どうもありがとうございました。

今の説明でかなりすっきりしたのではないかなという気はします。これがワーキングの今、まだ過渡期にある資料であるということはよくわかりましたので、これはまた検討いただければいいのではないかと思います。では、今日議論しなきゃいけない範囲を決めなきゃいけないので、結局そうするとやはりもとに戻りまして、歳出のここら辺の事務事業の考え方など、これは資料として非常に中身は良い資料だと思います。こういう個別の具体的項目が早目に出てくるといった方が、これは議論しやすいです。頭の中でああでもない、こうでもないと言っているよりは、やっぱり具体的に事業を相談しながら議論した方がいいと思いますので、資料自体としては非常にいい資料だと思います。ただ、今の話ですと、事務事業の総点検による事業の見直しあたりを中心に議論すればいいということによろしいのでしょうか。もちろん歳入の方もあるのですが、どうでしょうか。

○事務局 ちょっと補足ですけども、歳入はこの3回目までで皆さんからいろいろ

御意見がございまして、今回は取り組みの内容をやはり一覧でお示しした方がよりわかっていたきやすいと思ひまして、そういう意味では歳出に絞って資料を出した方が議論をしていただきやすかったかも知れないのですが、あえて歳入もお出しいたしましたので、この上でもう一度歳入について御意見等がございましたら、おっしゃっていただければありがたいと思ひます。基本的には歳出を中心に御議論いただければと思ひております。

あと、事業の振り分けのフローチャートですが、ちょっと蛇足になるかも知れませんが、先ほど申しましたように若干煮詰まってないところもございまして、この4つ以外に、例えば振り分けのできない競艇事業の歳入などにつきましては、「その他」など、そういう形でお示ししてもいいのかなと思ひたのですが、無理やり からの数字入れてしまい、少しぼやけてしまいまして申し訳ございませんでした。

なので、基本的には、今日は歳出について御議論いただけたらと思ひております。先ほどメール等という話も出たのですが、この時間でいろいろ御意見をいただきたいと思ひております。時間内にもし意見が出尽くさない場合は、またお持ち帰りいただいて、メール、電話等で御意見いただければと思ひておりますので、どうぞ御議論、御意見等お伺いしたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○会長 わかりました。

そうしましたら、これから本格的に議論していきたいと思ひますけども、先生方には資料2ですね、これは基本的な考え方、これも今後、修正の余地はあるということとでございますので、これでいいのかどうか御議論をいただき、それとあわせて、資料3については、そういうので若干歳入歳出の部分がちょっと混ざっている部分がありますが、これも見ながら議論いただくということですが、ただ、さらに言いますと資料5が一番詳しい資料でございまして、資料4はその項目だけということとでございますので、特にこの資料2の事務事業の抜本的な見直し、これにつきまして御議論していただきたいと思ひますが、項目的にいうと、これはどうですかね、何項目ぐらい

あるのでしょうか。60項目くらいですか。上から一個一個議論していくという方法もあるのですが、それも時間がかかりますので、もし、皆さんが御関心のある分野で、この事業は一体どうなっているのかという素朴な質問からでも結構でございますので、ご意見をいただければというように思います。いかがでしょうか。事務事業のところをぜひ御意見いただきますようお願いいたします。

○D委員 資料5の項目についてですか。

○会長 基本的には、資料5の12ページ以降を見ていただきませんか。

○事務局 すみません。先ほど申し上げた事務事業の抜本的な見直し、効率的な、効果的な行財政運営というところを中心に御議論、御意見をいただけたらありがたいのですが、資料3の方をご覧くださいませでしょうか。その中に歳入も入っており、なかなかわかりにくいところもございますが、先に資料3の歳出を中心にまず御議論をいただきたいと思います。

○会長 そうですか。わかりました。

○事務局 特にいろいろな事業もありますが、大きな事業、例えば外郭団体の整理や統廃合、それから公営企業の健全化など、そういったかなり大きな組織的なものも御議論、御意見をいただきたく思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○会長 わかりました。例えば土地開発公社や都市整備公団の廃止は、この個別の資料の中では、どの辺に出てくるのでしょうか。

○事務局 先ほど申し上げた組織的な大きなものとしまして、例を挙げたんですが、外郭団体の整理・統廃合につきましては、資料5の32ページ。

○会長 32ページですか。

○事務局 中段にあります。ちょっと空欄になっているところもありまして申し訳ないのですが、簡単に御説明させていただきます。土地開発公社、都市整備公社の廃止ということです。土地開発公社というのは、市が事業をする折に、先に事業用地を先行取得するというのが大きな目的でございます。この考え方というのは、土地の値

段が右肩上がりになるのが前提になっておりまして、事業方針が早くに決まった折に、先に先行して用地買収をした方が費用的にもかなり効率的・効果的であるといった考え方のもとで、ほとんどの自治体で行ってきてきたわけですが、今現在、土地の値段が下がってきて、逆に評価損等を生じており、土地を持てば持つほどお金がかかってくるという、かなり負担になってくるころがございます。今、本市におきましても約３０億の累積赤字を抱えております。

都市整備公社のような財団法人を、第三セクター等という言い方を国がしておるのですが、経営の抜本的な見直しをこれから、平成２５年までにしていかなければなりません。この考え方のもとに、前回、前々回に申し上げた地方財政健全化法という法律がございまして、一般会計だけではなくて、市全体の会計も踏まえて財政状況を判断する判断材料になりますので、この主だった２つについても、その中の地方財政健全化法の将来負担比率というところにかかわってくるものでございます。そういったもので、御意見をいただけたらと思います。

あと、公営企業の経営健全化なのですが、下水道使用料と、先ほど健康保険税率の改善などの歳入につきましては、前回御意見もお伺いしておったところではございますが、当市では、上水道事業、それから下水道事業と２つの事業があります。これも意見が出ましたが、結局事務的には料金の徴収や通知など、重なったところが結構ある中で、ただ物理的にも建物が別々の場所であり、上水道は水道局の建物ですし、下水道については本庁舎で業務をしております。

それから、財務会計上も、こちらは複式簿記で行っておりまして、下水道事業、上水道事業とも企業会計であります。

○事務局　すみません。資料の３の方を今、御説明しておりますけれども、今、２点説明させていただきましたが、今回は一定こういう方向でいくことを委員の御了解いただけたら、来年度に向けてちょっと深掘りして議論をしていっていきたいなと思っている内容のものでございます。

今日は、実は資料３の、今、事務事業の話出ましたので、例えばの２番目にあります高齢者の生きがいと健康づくり事業とか、３番目の健康手帳の配付、４番目にございます文化施設や共同利用施設。文化施設や共同利用施設は、これまでも御説明いたしましたように、阪神各市や類似団体等含めましても、それなりの施設数を持っておりますので、こういうものについて特に皆さんの御意見いただけたらありがたいと思っております。

また、は歳入ですので飛ばしまして、の、税の支援のもとに実施のところの、１番目の伊丹国際クラフト展や、毎年夏に行われます花火大会につきましては、短時間で花火が打ち上がって終わりというような事業を委員の皆さんはどうお考えなのかというようなことを、一例として挙げております。資料５はなかなか項目が多岐にわたりますので、事務局で考えておりますのは、資料３に基づき公共施設のあり方や、花火大会のあり方について、前もって御意見がいただけたらありがたいというように思っております。

○会長      ありがとうございます。

どうでしょうか。最初の土地開発公社等々のお話もございました。下水道の話もございましたが、それでは、この資料３に沿った感じで上から見ていただくということで、皆さん、よろしいでしょうか。

特に歳出の部分ですね。最初に、のこれは自治体が税金をもって実施していくのではないかという中で、高齢者の生きがいと健康づくり事業、これはちなみに資料５でいいますと１７ページの上から２番です。これはちょっと一応簡単に事業内容を説明していただいた方がいいかもしれませんね。ここに書いてあるとおりと思うのですが。

○事務局      事業内容につきましては、７０歳以上の市民を対象にいたしまして、７地区、７日間かけて、いたみホールを中心に皆さんの文化活動の発表の場として事業を開催しております。

あわせて、最高齢者、それから１００歳以上、９９歳、９０歳、８８歳の方々に記念品の贈呈を行っております。

これを、事務事業の見直しということで、発表会の日数を短縮しながら経費の節減が図れないか。また、効率的なやり方がほかにはないのかということで、原課に投げかけております。

○会長     ありがとうございました。

先生方、どうでしょうか。ちょっと個別の事業でございますけども、お願いいたします。

○Ｂ委員     個人的には祝い品を渡すということは、あんまり市がやることではないという気がします。物を渡すことよりも、生活環境整備に使われるべきではないかと思います。

○会長     ありがとうございました。

○Ａ委員     今の話ですが、９９歳のお祝いの品をいただいた人に直接聞いたのですが、わざわざお越しいただいたが、この祝い品は必要ない。気持ちはうれしいけど、物は別にいらなとおっしゃっていたのをちょっと聞いたことがあります。

○会長     これはどうですか。事務局案としては、記念品を贈答するかどうかということもあるのですが、対象者の見直しをすとか、あるいは日数を短縮するとか、そういうことで予算の削減を図っていこうという感じなのでしょうか。

○事務局     はい。

○会長     今のお話ですと、そもそもお祝いを出すことの意義というのでしょうか、それまでちょっとおっしゃっておられるのですが。

○Ｂ委員     私は老人会の東部ブロック長として携わっていますので、どう言ったらいいのかと思うのですが、今日は率直な意見を言って、皆さんがどう考えられるかお聞きしたいと思います。今年も１，２００人ぐらいの参加者がおられまして、具体的に何人かに意見を聞くわけですけどね。今おっしゃった記念品などについても、いる、

いないという意見が分かります。やっぱりお菓子が、介護関係のチラシやパンフレットに変更になった場合でも、お菓子の方がよかったと言う人もいれば、パンフレット等を見て健康づくりに役立てようというような意見がありました。

個人個人の意見はいろいろあるのですが、老人クラブ連合会の常任理事会などでこの前に話が出たのですが、対象者あるいは開催内容、開催日数ですね、その辺のところを短縮して行って、もっと効率よく行わなければいけないということは、役員の中では一致しているのですけどね。

しかし、実際どうやるかとなったら、意見がさまざまで、まとまりません。これを思い切って、今回、現状、改善後、効果額ということで金額まで出ていますから、ここまでやろうと思ったら、かなりの思い切ったことをしなければいけないと思われま

す。個人的には、7つも必要はないと思います。そしてそれを、縮小するにあたり、何が問題かといいますと、長寿祝いの会は、1部はセレモニーで、2部が日ごろ老人クラブでいろいろ行っている、習い事の発表、演芸会などが行われます。やはり日ごろ練習していて、こういう場で年1回発表をしたいというので、1年間そのためにやっている同好会、クラブもあるわけです。そういうことで、それをなくしてしまったらとんでもないというような感じもするのですけれども、一方では、考え方としてもっと絞らなければいけない。大体演芸が17組から20組ぐらいです。時間的に3時半ぐらいに終わらなかつたら、みんなもう疲れて帰るということで、出番を短縮し、3時半までに終わるというように検討をする。

ですから、もとに戻りますけど、7つを1つに縮小するのは難しいですけれども、それを2つにするなり、あるいは大きく7ブロックを東西南北に4つにするとか、あるいは極端に言ったら半分にやってAとBに分けるとか、何かそういう物の考え方でも分けてみてね、回数を減らしていこうというようなことが、私が今頭の中にある考え方なのです。

○事務局　おっしゃるとおりで、いきなり本題に近いところまで来ているのですけど、

市もこれを特に廃止というような形では考えていないというのは、やはり税金使うと考えたときに、ここにありますとおり高齢者の生きがいと健康づくりをしっかりと応援していくというのは、すごく大事なことだと思っているのです。ですから、我々財政サイドの方としても、こういう生きがいと健康づくりに対して支援していくということは、ぜひとも喜んでやらせてもらいたい。

ただ、問題となってきますのが、物をお配りした方が本当にいいのかどうか。ただ、何かあった方がいいですか、それともない方がいいですかとなったときには、必ずないよりはやっぱりあった方がいいだろうということになるのですけれども、どうしても財政から見ると、高齢者の生きがいや健康づくりを支援していくためには、必ずしも品物じゃなくてもいいのではないかと思います。この部分を他的高齢者の安全や安心、見守り隊であるとか、健康づくりなど、こういった形へ変えていくことはできないかというところが非常考えるところです。どちらかというと財政を預かっているものですからそういうことがどうしてもございまして、ぜひともB委員から見ていただいたところで一番よくお教えいただきたい点が、品物は賞状とかと一緒に、どうしても、多少安くなってもいいけれども、やっぱり高齢者のお気持ちとしてはあった方がいいものかどうか。

あるいは、品物ではなくてかわりに、例えばの話ですが、生きがいづくり、健康づくりのために、例えば見守り隊なら見守り隊を支援しますとか、民生委員に対する処遇を改善しますなど、いろいろあると思うのですが、そういう方で今後高齢者の生きがいや健康づくりを支援していきますというのは、果たしてどのような御意見なのか、また逆にお聞かせをいただければ幸いなのです。

○B委員　おっしゃるとおりに、見守り隊などいろんなそういう形でやっていくのがこの趣旨に、ここで言っている生きがい、健康、仲間づくりに貢献できるということからいったら、おっしゃったとおりです。私も10年前まではまだ60歳以前で会社に勤めておったのですが、それまでは品物が欲しいとかいうのなんてこれっぽ

ちも考えたことなかったです。ところが、65歳になって老人クラブに、最初は会員で入ったわけです。そしたら、会に出たら何か品物が置いてある。最低水やお茶はあるわけですけど、さらに品物。役員会を開くと200円の範囲内で何か買ってくるというようなことで、どういうわけか、昭和38年に老人クラブが発足以降、そういうふうにならずうっと来ているものですから、何もなければ寂しいわけです。

センターまで歩いて来られる人たちに聞いたら、やっぱり何かあるから、足、腰も痛いけども、それを楽しみに来るのだという人もおられます。

また、私も含めてそんなもん別に要らないわというような人もおられます。

○D委員      よろしいでしょうか。当然限られた予算で、我々民間企業もそうですが、どう使うかといいますか、どう割り振るかということだと思うのですけれども、もとを考えていくと、さっき言いましたように、今話題にしているのは、プライオリティーは高いか低いかというのは、私は低いと思うのですよ。たまたまその下にある小規模作業所補助や障害者グループホームは全く予算がついてないということなのですか。ゼロというのは。

○事務局      これはちょっとまだ原課とヒアリングで取り組む事業、検討事項になっておりますので、事業費がまだ確定してないということで数字が上がってないという形で御理解いただきたいと思います。

○D委員      ゼロじゃないわけですか。

○事務局      はい。

○D委員      たまたま障がい者の話になるのですが、我々も障がい者の方を雇うこともあるのですけれども、気持ちとしては、非常に雇いたいという気はあるのですが、我々もスーパーマーケットということもあって、どうしてもお客さんと接しますので、なかなか民間での接客業ということもあって特にかもわかりませんが、その気はあってもなかなか難しいというところがあります。ただ、こういう作業所などを公の機関でつくっていただくのは、逆に私はプライオリティーが高いなという気はします。

○会長     ありがとうございました。

ちょっとこれは議論が尽きないのですが、先生方、個別にございましたら、事務局に御意見いただきたいと思います。それと同じような話で、次の健康手帳の配付へ進ませていただきたいと思います。これは資料５の１８ページの上から３番目ということで、これもちょっと説明いただけますか。

○事務局     これは４０歳以上の方で市の健診を受診された方、又、６５歳以上の全員の方に健康手帳というのを配付しております。ここから５年後に無条件で自動更新されます。また、既に受けておられる方については全員に、必要の有無を確認せず、お配りしているのが実情でございます。その配付方法について検討ができないかということを考えております。

○会長     希望者に配付すればよいということですね。

○Ｄ委員     ４０歳以上の全員が対象ですか。

○事務局     ４０歳以上で、市の健診を受けられた方です。

○会長     市の健診というのは、どのような方が受けるのですか。大体、会社へ勤めておられる方は会社の健診など、私も特別に個人で受けたことないんでちょっとよくわからないのですが。

○事務局     要は、会社勤めされてない方が受診されます。

○会長     そういうことでしょうか。どうでしょうか。希望者制にすることによって値段的には下がるのですか。

○事務局     郵便代だけでちょうど８０万円ほどかかっております。

○Ｅ委員     いいですか。

○会長     どうぞ。

○Ｅ委員     健康手帳を持たれていることで何か。

○会長     メリットがあるのかどうかですね。

○Ｅ委員     メリットというか、例えば市から必ず毎年案内が来るとか、そういうよ

うな、ある意味で健康づくりとか、そういう部分に関していえば、ある意味大事な部分が含まれているのかどうなのかということは、どうなのですか。

○事務局　市が、これを持っていらっしゃる方について特別に何かするということはございません。

○E委員　そうなのですか。

○事務局　あくまでも本人の啓発の意識づけといいますか、そういった目的で交付をしております。

○会長　具体的には、何が書いてあるのですか。例えば、血液検査だったら年に1回行いなさい又、レントゲンは年に1回は撮りなさいということですか。

○事務局　この健康手帳を持っておられる方が、まず医療機関に行かれたときに、以前はどのような病気をされたのかなど、特定の病院に行かれるわけではございませんので、参考になります。また、自分自身の健康管理に役立てるとも聞いております。

○B委員　現物持ってきてもらったらわかりますけどもね、私はもう自動的に発行してもらっている年なのですけど、私は、希望者だけでいいと思います。

○会長　個別にお医者さんに通われていたら、自分で行かれています方、お薬手帳とかでも、本人が気づけていれば、ある程度自分の病気がどうのこうのということは、わかると思います。

○B委員　税金の無駄遣いだと、私個人では思っています。

○会長　ある程度、そういう意味で自己管理を行わなければいけないのでは。どうですか、先生方のご意見は。

○C委員　よろしいですか。さっきの祝い金もそうなのですが、項目名と事業の目的と手段ですね、これが本当にちゃんとかみ合っているのかということは、多分、原課の方ともう少し議論をされた方が多分いいのだと思います。

ですから、ここに書いてある目的というのは、健康に対する正しい知識の普及及び市民の健康に対する自覚と認識を高めるためという、かなり高邁な目的が書いてあっ

て、その目的を達成する手段として、果たして手帳というものが最も合理的な手段なのかということと、しかも希望者だけが取りに来るということが本当にこの事業の目的を達成することなのかということは、多分再検討しなきゃいけないことなのかと思われる。

ですから、啓発的な意味がここに込められているのであれば、むしろ取りに来ない人の方が、より市としては健康をちゃんと自覚をしてもらわなきゃいけないわけで、そうすると希望者だけ取りに来てくださいというのは、もう目的を達成した人を対象にしているのではないかというようなことです。

ですから、本当に手段として手帳というのが、ふさわしいのかというふうに考えると、必ずしもよくないということであれば、もうこれは手帳を配らないという判断だってできるだろうし、この目的を達成するほかの似たような事業と一緒にしてしまうということも考えてもいいと思うのです。

さっきの祝い金なども、つまりその目的に対して祝い金というのが手段として本当に合理的な手段なのかということを考えると、さっきの事業名は、かなり非常に大きな漠然とした事業名になっていて、目的もかなり何にでもとれるような目的にしてあるのですけれども、ひょっとすると余り手段としては効果的な手段ではないかもしれないですね。そうすると、祝い金というのは、事業の目的からすると廃止してしまってもいいのかもしれない。

ただ、祝い金の持つ意味が、長く生きられた方に対して市として祝いの意を表すという、それが目的なのだということになるとまた話は変わってきて、それは祝い金の事業として市が、また別にやればいいことで、それは例えば物を渡す、あるいはお金を渡すということが手段として一番効果的なのか、あるいはもう例えば市長さんが直接何か直筆メッセージみたいなものを書いて長寿の方に直接お渡しするというようなことが効果的なのかという、合理的な手段を考えればいいわけです。今の2つだけでもこういった議論になるということは、多分、伊丹市の事業の中にたくさんそういう

ところがあるのかなという印象を持ちました。

○会長     ありがとうございました。

○事務局     C委員がおっしゃっているのは、まさにそうございまして、これだけじゃないと思います。同じパターンを変えれば、多分これはあとも幾つか出てくるのですが、おっしゃるとおり健康に対する知識の普及啓発であれば、それはしっかりとやっていけばいいし、それに興味ない方に逆にわかっていただくのが一番重要になってくる。

ところが、できないというか検討する理由の方に、ちょっと今、検討中だという検討のその理由をよく見てみると、何か大変だからということが書いてあるわけで、それは全然目的達成の手段と現実の話と全く関係ない話だということで、同じような話が、政策評価も同じような話がございまして、事業の目的を達成したのであれば、それを終了して次のステージへ行くべきか、あるいはそれは廃止して事業をもう一回再評価していくかということが本当は大事なのですが、そこが事業を予算つけて達成した目的が今現在においてそれがしっかりと反映されていないということは、ちょっとほかにも多々出てまいりますので、今いただきました御指摘、ほかに対することも同じような話ということでとらえながら、しっかり検討したいと思います。

おっしゃるとおり、例えば健康手帳の配付であれば、サービス版としてこんなのつくりました、皆さん取りに来てください。興味ある人はどうぞということであれば、それは希望者だけでいいですし、そうでなくて健康手帳を知識の普及並びに健康に対する知識の認識ということであれば、手帳じゃなくても広報でもいいのではないかなど、ここはツールの違いだと思います。そこを整理、仕分けた上で検討をしっかりと、それもまた事務事業の見直しだと思いますので、そのような方向でやっていきたいと思っております。

○会長     ありがとうございました。

これだけでもまだまだ議論は尽きないと思いますが、これはまた御検討いただきま

して、もしよろしければ先に進ませていただきたいと思います。

その次に、公共施設のあり方ということで、非常に広いテーマではありますが、これはどこを見ましたらよろしいのでしょうか。

○事務局　公共施設のあり方と文化施設、これは本市にはたくさんの文化施設があるのですが、建設から２０年をそろそろ経過しておりまして、多くの維持管理費がかさんでくると思われます。その中で、資料５の３９ページです。

○会長　３９ページですね。

○事務局　他市にはなかなかない伊丹独自の施設、そういったもので何か見直し、今後のあり方を考えていかなければならないのではないかとということで上げております。

○会長　これは３９～４１ページぐらいまで、これもすべて文化施設あるいは共同利用施設の範疇に入るわけですね。これはまた一個一個議論すると結構大変かと思えますので、先生方の中でこれだけはというのがもし、ありましたお願いいたします。資料を見ていただきまして、日ごろこうした方がいいのではないかとかいうことでお考えになっておられる部分ございましたら、まず御意見を頂戴したいと思います。

○Ｄ委員　非常に感覚的な話になるのですが、私は伊丹市の情勢といいますか、財政状況や市の規模など、全体を勘案して過剰だなという気がします。今までの歴史的なことがあるとは思いますが。

○会長　ありがとうございました。

伊丹市の財政規模に比べて過剰ではないかというような御意見であります。

○Ｄ委員　効果額にバーがありますが、どのような意味ですか。

○事務局　検討段階で額は、まだ、確定はしておりません。

○Ｄ委員　ゼロと書かない方がいいと思うのですよ。空白か、バーにしたりしてね。ゼロはゼロです。

○会長　すみません、検討事項でバーになっている部分というのは、要は、続ける

か縮小するかを今から検討すると、そういうことですか。場合によっては廃止ということもあるということですか。

○D委員 集計というか、書いてないというのはできないという意味とおっしゃいましたね。

○事務局 はい。

○B委員 よろしいですか。プールですけども、今私が知っている限りでは伊丹市には7つか8つぐらいあると思います。そのうち市民が比較的申し込んで使えるのが、ここに出ております、ラストホール、それから女性・児童センター、それから緑ヶ丘プール、それにスポーツセンターですね。だから大きくは、この4つですね。私は2つぐらいでいいと思います。ただし、もう少し施設を充実しなければいけないとも思います。

例えば伊丹のスポーツセンターは、土曜日は午後しか使えないとか、何かそういう制約があったりするわけです。そういうことで、そういう制約のないものでももう少し充実させて、ただプールは最近では泳ぐだけではないと思われます。そういう意味では緑ヶ丘プールは子供も大人も楽しめるわけですが、施設は比較的小さいと思われます。周辺の人だけでもかなり来場しているので、充実するのだったら、あそこを充実させましてね、市民の憩いのプールにすることを考えます。あとスポーツセンターですね。市内にはこの2カ所で十分だと思います。

○会長 どうぞ。

○事務局 おっしゃるとおり、ここに書いた理由はまさにそこでございまして、さっきの話にありましたけど、近くに子どもを遊ばせるものがあるのがいいですか、悪いですかとなると、大体これは子どものことは近くに座って何かプールみたいなので子供をそこで水を使ってできるのがあった方がいい、必ずこれになると思うのです。

ただ、我々もう一回ここで再整理していきたいのは、今おっしゃるとおり、ほとんど小規模のものが多いです。逆に言いますと、いわゆる国際大会基準をクリアできる

ようなものというのはなかなかないといったような流れになりますと、本来はやっぱりプールを体育施設として見るのであれば、ある程度一定のハード的なものを備えたものをしっかり集約化して、ここに行けばこれだけのサービスを受けられるといったものを集約化していくということが大事なのではないかというような考え方は、実は財政サイドでも出て、まさにこれに載っているところは集約化していけないかというようなことが趣旨です。

また一方で、そうなりますと、今申しましたとおり、近くで小規模のがいいと、そんなに大規模は要らないという意見もございますので、幅広くいろんな御意見をいただきたいなと思っておるところでございます。

○ B 委員      もう一つ、豊中の焼却場のところにありました、だから 5 つですか。

○ 会長      いかがでしょうか。施設の配置を考えると、今、B 委員が豊中っておっしゃってましたですけども、一般論として周辺の調整など、そもそも考えられるのですか、一般論として。また、市の中で完結するものなのか、近隣市との関係、他市にあるからもうちは使わなくてもいいというのは、考え方としてはわかるのですけども、なかなか実際そういうふうにするのですか。

○ 事務局      今、委員の方からお話がありました豊中のクリーンランドに併設してある温水プールですけれども、地元対策というようなものもあると伺っております。あともう一つは、いわゆる焼却場の廃熱を利用した福利施設ということで、豊中市とあわせて設置されています。

○ A 委員      すみません、これ全部区分が になっているのですね。区分 というのは、自治体が税をもって実施というところですけども、これを少し の受益者負担のもとに実施の方に移行させる。例えば民間のフィットネスクラブなんて全くそうですよね。市が安いから来ているという人もいるし、それが健康につながるとか、コミュニケーションにつながるなどということがあるのかもしれませんけれども、この ではなくて、1 . 5 ぐらいでもいいのかなと思います。

○ D 委員      プールは無料ですか。

○ A 委員      いや。

○ D 委員      幾らかは負担されているわけですね。

○ 事務局      大体 4 0 0 円程度ですね。

○ B 委員      大人で 4 0 0 円ですね。

○ 事務局      はい。施設によって少し差異がございますが。

○ 会長      そういう面は、使用料を取っているけれども、半分以上は税金で賄っているというものは、これは になるのですか、 になるのですか、 、 になるのですか、どうですか。例えばこの区分でいうフローチャートの場合。

○ 事務局      でお示ししておりますのは、今、税金で行っているという前提のもとで にしております。そこから使用料、手数料の改定等を考えるとなったときに に該当させようと考えておりました。

今、A 委員がおっしゃったように、民間でのフィットネスなど、 番の方に持っていくべきものかなと思います。ただ、現状からいくと、その総まとめというところで、 の方に区分をしているような状況になっております。

○ D 委員      よろしいですか。

○ 会長      はい。

○ D 委員      非常に配分が大事だと思うのですが、これをずっと見ていますと、保育所のあり方ということが私は非常に重要だと思うのですが、これ見ていますと保育料、定員 3 4 0 人増に取り組み待機児童の解消を図ると書かれているのですが、3 4 0 人増やせば、相当増えるというか、私の感覚では 3 4 0 人ぐらい増えたからってあんまり大したことはない気がするのですが、そうでもないのでしょうか。

○ 事務局      今、保育所が大体 2 , 0 0 0 人ぐらいの定員があるのですが、保育所へ入れない人ですね、仕事を見つけないというような方を昨年調査いたしまして、この 5 年間、平成 2 7 年度ぐらいまでの間に 3 4 0 人ぐらい増やす必要があるという

ように調査をしております。

○D委員     ということは、340人増やせば、いわゆる待機児童言われる方は激減すると考えておられるということですか。

○事務局     そうですね、今のところゼロを目指すためには340人増やす必要があると思います。

○D委員     そんなぐらいしかないのですか。

○事務局     現在のところの調査ですね、次世代育成支援行動計画の中で、これは昨年から5年間、平成27年までの間に340人増やすという目標を持っております。

○D委員     そうですか。一般的にはなかなか、預れないとよく聞きますけども、伊丹市は結構進んでいるということなのですね。

○事務局     毎年待機が出ているような状態でして、毎年4月前には、100人程度出ています。4月は定員を超えてお受けしております。ですから一たん4月には待機がゼロになるのですけども、また、だんだん希望者が増えてくるというようなことです。

○D委員     そうですか。

○会長     ありがとうございました。

今、プールの話が出ておりましたけれども、例えばローラースケート場とかは、これはここへ書いてあるように、いわば特定の人しか使わないので、こういうのはどうなのかというような、これは書いておりますけれども、どうなのですか。これもなくしてもいいというような、そんな感じなのですか。

○事務局     先ほど申し上げたように、他市にない施設ということで上げております。これにつきましても半分ほどしか、使用料で運営費が賄われてないような状況の中で、本市がそこまで維持していくべきなのかどうなのかというふうな今後のあり方も踏まえながら、上げております。

○A委員     あるいは、これを他市にないというところをもっとPRするとか、全国

大会の何位の人が伊丹から毎年出ているみたいなことで、そういうふうに加付価値をつけていくみたいな利用の仕方、何かどっちにしても中途半端な感じかなと思います。

○会長      ありがとうございます。

演劇ホールも、近隣市はないということなのですかね。

○事務局      はい。演劇に特化したものは近隣市、この阪神間ではございません。

○E委員      いいですか。

○会長      はい。

○E委員      考え方はあるとは思いますが、先ほど言われたように近隣にないからこそ、この伊丹でという、一つの特徴を出して何か活性化につなげられないかという考え方もあると思いますし、先ほど言われたように、他市にないからうちも要らないというような、それも一つの考え方だということには思いますが、もう今あるものですから、なおかつ、それが効率的に、もし使えるような案があるということであれば、そういう方向の検討も十分必要なんじゃないかなというように、他市の方々が、伊丹の演劇ホールをどれくらい認知していて、どの程度周辺の方が利用されているのか、そういうふうな状況なんかも、もし調査されたようなことがあれば、そんなことも参考にしてまた検討も進めていただければなというように思います。

○会長      ありがとうございます。

あと、金額的には、共同利用施設管理運営のところ結構大きいという気がするのですが、この辺何か事務局はお考えをお持ちなのでしょうか。

○事務局      説明の方で、今回の総合計画に地域の中に、このような建物をどのように考えるかというのを、これから地域の中でも考えていくべきというようになっております。今、ちょっと呼び方は違いますが、75館あるという中で、非常に小さい拠点から大きなものまでありますので、そのあたりをどうお考えいただくかということです。

○会長      地域の自治会に運営に関して委託しているのですか。ここに上がっている

お金というのは、維持管理費というものですか。

○事務局 指定管理をしております。

○会長 指定管理を自治体の方をお願いしているわけですよね。

○事務局 はい、地域の方に。

○会長 そのお金が大体これぐらいかかるという、トータルで75カ所ですか。

○事務局 そうです。

○会長 75カ所ですか。

○事務局 はい。

○会長 どうぞ。

○A委員 ここの共同利用の施設でお葬式をされることもありますよね。どのぐらいの頻度であるのかということと、それは有料なのですか。

○事務局 すみません、ちょっと使用頻度のところまでは、資料を今持ってございません。

○A委員 いや、お聞きしたのは、無料なのであればお葬式に限っては有料にしてもいいのかなと思います。割とお葬式なんかは民間の斎場で行うのが多いと思いますが、最近ちょっとずつ変わってきて、お寺で直接行うなど、そんなこともあって、そうするとこの利用の仕方をもう少し活用できたり、黒字の方向に持っていけたりということができないのではないかなと思います。

○会長 共同利用施設が仮に自治会のそういうコミュニティー施設を意味するのであれば、今、政府の方でもいろいろ新しい公共についてどうするかというような議論をしています。だからコミュニティーの中の、いわゆる地域内分権みたいな流れの中でどういうふうに、要は単に施設管理するということだけじゃなくて、自治会の中でどういうふうに地域をガバナンスしていくかという一つの施設ということで考えれば、そういうことの中でどういうふうにこういう運営費なんかも含めて地域で運営していくかという、多分非常にもうこれにつながってくると思うのですね。

ここに関して言うとね、単に箱物の管理ということだけではない気は、今、話聞いているとそんなイメージを持ったので、だからこれだけの話じゃないんじゃないかなという気はするんですけどね。自治会の運営等を含めて、いわゆる協働の中でどういうふうに考えていくのかということがやっぱりまずないといけないのではじゃないかなという気がします。

そうすると、この金額が高いのか低いかというのはよくわかりませんが、ちょっとそういう大きなビジョンの中での位置づけというのは何かあった方が、単に予算の云々じゃなくて、新しい公共という流れの中でどうするかということがあった方がいいのではないかという気がするのですが。

○事務局　今ありました共同利用施設の運営と新しい公共、会長とA委員からありました中で、実は今回の総合計画というのは、市の方向づけを決める5年を議会でお認めいただきまして、これから細かい実施計画というような方向で進めるところでございます。

その中で、今おっしゃいましたとおり、本市の場合、地域とのつながりというのが確かに非常に近い、強いという点がございますので、その中でいわゆる地域に対する住民自治に対する自治権、国から地方へと言われますけど、地方、市の中でも、市から今度住民の方へというのを考えていまして、その中で市民へいわゆる事務や、あるいは財源、運営など、こうしたものにルールをつくっていこうということを次の総合計画でやっております。

その中で、今、会長からもありましたとおり、ここの運営をどうしていくのか、たとえば地域にそれぞれ小さい施設が3つあるところであれば、それは建てかえて一つの大きな拠点を作っていこう、そういったことに対する考え方など、それに対する財政措置であるとか、こういうことは総合計画の中でしっかりと一つのルールを作りながら盛り込んでいこうということで考えています。

○会長　その辺の関係が多分出てくるのではという気がするんですけど、こちら辺

の施設運営に関してはどうですか。

先生方、文化施設あるいは共同利用施設のところで御意見等ございましたら、また後ほどでも結構ではございますので、事務局に出していただいても結構でございますが、今当面ないということでしたら、先に進ませいたきたいのですが。

外郭団体の整理云々とおっしゃいましたけど、これに関してはどこになりますでしょうか。

○事務局 資料５の３２ページになります。

○会長 ３２ページの上から１、２、３ということでしょうか。  
これも非常に大きなテーマなので、土地開発公社については相当詰めて議論しなければならないようなので、簡単に議論できるものではないかもしれませんが、しかし何らかの考え方なり意見をいただけましたら大変助かるわけでございます。これは、兵庫県内の他市でも何か土地開発公社については県で何か方向を出してましたね、違いますかね。最近議論していたような気がするのですが、もし御存じでしたら。

○事務局 新聞報道でしかございませんけれども、兵庫県、それから大阪市については、廃止の方向で検討という新聞報道もされております。

それと、あと新聞には載っておりませんが、私どもの方でいろんな他市に問い合わせる中でも、土地開発公社を持っているところは基本的に廃止の方向で検討されております。

○Ｄ委員 すみません、土地開発公社というのはどういうことをしているんですか、よくわからないのですが。

○事務局 大変失礼いたしました。実はこの土地開発公社、簡単に申しますと、昔のイメージが非常に強いのですけれども、土地がなかなか高く買えなかったといった時代につくられたもので、昭和４９年に本市にもつくっております。

要するに、当時学校などを建設する時に、市が一つ一つを買い取っていくと時間がかかりますし、後になってしまえばどんどん地価が上がっていくというのが前提だっ

たのです。したがって、いつ、どういうふうに変化するかわからないけれども、この公社というところ、これは特別な法人に基づく組織なのですけれども、そこについては将来公共用地として使うということを前提に、何にいつ使うかは別として、土地を買うことを目的とした土地の買い取り会社とだけ見ていただければと思っています。

それは今申しましたとおり、今年より来年、来年より再来年と土地が上がっていきますので、市の計画を待っていたのでは今後地価が高くなる。だったら、今のうちにこの土地を一気にうちで買っておくという法人がございました。ところが、問題点は、当時買っていたものが、一つは社会経済情勢の変化により土地が使われなくなりました。それからもう一つは、高いときに買った土地です。例えば昭和の終わりから平成の始めに買ってしまった土地というのは、今評価しますとほとんど評価損が出ております。

こういった話につきまして、民間でしたら当然もう資産評価ということをしてバランス化していなければならないということでございますが、市の方についてはそれを基本的には赤字のまま資金つなぎだけやっていたということですが、国の方からも、先ほどちょっとありましたけど、例の夕張市などの事例を受けて、バランスシートをしっかりとった上で、バランスが崩れたところについては平成25年までに特別に国の方で財政措置をしてくれまして、一定の買い取りを支援する、こういうことがございましたので、本市につきましても土地開発公社、これが、ちょっとここに書いてありますが、実は累積欠損金が27億円ございます。これを放置しても支払い金利だけどんどん繰り延べしていくということになりますので、この平成25年までの間にこれは整理をしていこうと、このようなことで考えておるということで、今、会長からもございましたが、実はこの三セクの見直しというのは非常に多岐にわたっておりまして、今土地開発公社と申しましたのは一例でございます。

そのほかにも、都市整備公社、あるいはそのほかにも第三セクター、財団法人と言

われているのも本市に幾つかございますけれども、この議論につきましては、実はまたこの協議会でも御審議いただいた結果、もしお許しいただければ、ぜひとも来年以降も含めて、これについては検討を引き続いてさせていただければなというように考えております。

ですので、今日はぜひともこの土地開発公社や、都市整備公社、ちょっと幾つかあるのですが、こういったものについては基本的に見直しを行って、見直しをするべきものについては、しっかりとした見直しを行っていく、こういう方向で御支援を賜ればありがたいなということです。この細かいのはぜひとも、これだけのテーマは重いものですから、来年もう一度いろいろ御審議、御助言をいただきたいと思っていますところでございます。

○会長     ありがとうございました。

Ｃ委員、何かございませんでしょうか。この辺、多分非常に関心の深いところじゃないかと思うのですが。

○Ｃ委員     テーマも大き過ぎますよね、とてもじゃないけど。

○会長     そうですね、ちょっとテーマ的に非常に重たいテーマでもありますし。すみません、都市整備公社のあり方については、これ今、空白になっているのですが、ここはよろしいのですか。ちょっと御説明していただかせんでしょうか。

○事務局     すみません、今現在ヒアリング中でございまして、今回の懇話会までにちょっと間に合いませんでしたので、事務局で詰めて次回までには、お示しできるようにさせていただきたいと思います。

○事務局     会長、すみません。白紙のまま御審議をお願いして大変申しわけございません。これにつきましても、結論から申しますと、来年以降、引き続き今検討していくというようなことで、お預けいただければありがたいということが最終的な結論が事務局案です。

申し訳ございません、何も書いてございませんですが、実は公益法人改革というのがご

ざいまして、漢字検定協会の問題とかいろいろありましたけれども、いわゆる財団法人のあり方を国の方で抜本的に、これはいわゆる民間が持っている財団法人を含めて全部でございます。平成25年までに公益の認定を受けるか、もしくは受けないのであれば基本的には一般法人という形でやっていくかという整理をなさйтеというのが国の方で出ております。

本市の場合、基本的には財団法人というのはスポーツセンターの運営している管理団体、実は財団法人なのですけども、ああいったスポーツ、公に近いことをやっているのもあれば、実はこの都市整備公社は何をやっているかと申しますと、賃貸業でございます。北池尻団地の賃貸、それからJR伊丹駅前の駐車場事業、それからJR伊丹駅前のアリオの地下駐車場事業など、こういった事業でございまして、これ公益法人改革の中ではどう考えても将来的に公益の認定を受けるとことがちょっと難しいだろうというように思っておりまして、いわゆる民でやるべき事業に非常に近いということでございまして、基本的にはもう解散をしていくべきではないかと考えをしております。

なので、その考え方については、どういう形にして解散して、解散した後何をどうしていくのか、今申しました施設をどう考えていくのかといったテーマが非常に大きいものですから、この三セクについてはあわせまして、一応任期を2年間いただいておりますので、来年これについて三セク等の抜本的な改革について検討を進めていく、このような形でお認めいただければありがたいなと思っているところでございます。

○会長　三セクは、ここの対象になるものは多いのですか。外郭団体の整理統合の中というので、5とか、10とか、15とかあるのですか。

○事務局　そう多くはございませんで、ここの土地開発公社が、これが一番メインになります。それから、そのほかの法人でも、全部で7つぐらいあるのですが、財政健全化法上でいわゆる債務整理をしないさい言われているものについては5つぐらいでございます。

これだけだと、テーマはこれだけで非常にまた５回、６回入りますので、大変申しわけございませんが、あわせて三セクについては抜本的な改革を視野に引き続き検討していくというようなことで、大きく認識をいただければ大変ありがたいと思います。

○会長     じゃあ、そういう意味でいうと、非常に大きな問題ではあるけども、今年何か結論出さなきゃいけないということでもないということですね。そういうことの実理解でよろしいですね。

○事務局     諸問題を解決しながら、廃止すべきものは廃止し、見直すべきものは見直すことを前提に検討を進めていくと、このような方向性をいただければありがたいと思います。

○Ｃ委員     一般論でいけば、多分今、理事がおっしゃったように、公益性ないものというのは原則もう廃止をしていくという流れですよ。多分難しいのは公益性があるところを、社会福祉系の財団法人をどうするかというのは結構、他市でも悩んでいるところがあって、つまりそれは例えば指定管理で民間に任せるとか、あるいはもう施設自体の民営化をするというような意思決定との兼ね合いで、どちらが先かという話になるわけですね。ですから、今、市の第三セクターがやっているから、ほかの民間に任せられないというような問題も一方であって、社会福祉系の施設等の管理運営をだれが担うのかというような議論の中では、公益性のある外郭団体をどうするかということも考えてはいかなければ結構難しい、各市悩んでいるテーマだと思いますけども、幾つかの市は、例えばもう雇用自体も、例えば１０年間の引き継ぎというようなことも折り込みながらも民間に任せるとかというようなこともやっている市もありますので、そこは少し幅広く考えていった方がいいのかなと思います。また、是非はまた別としてね、検討することは必要かなと思います。

○会長     ありがとうございます。

要するに、ここでは土地開発公社については、もし仮に整理検討に入るとした場合、

近々という感じなのですか。平成 25 年をもってということですね。

○事務局 はい。

○会長 すみません、この行財政プランは、何年までの計画でしたか。

○事務局 平成 27 年です。

○会長 平成 27 年までですね。いずれにしても、そうすると都市整備公社も今のままではなかなか難しいということで、どういう方向に行くかということですね。

○事務局 端的に申し上げますと、この土地開発公社、都市整備公社、あえてここに書いてあるということはそういうことでございまして、この 2 つについては基本的には廃止する方向で検討を進めていかざるを得ないなというような意味で書いてございます。またちょっとその説明等細かい中身と、そもそも三セクの公社とは何、整備とは何、それから何でそういう見直ししなきゃいけないのかというのは、あわせまして来年の、2 年目の任期のときにまた御審議を賜っていきたいなと思っております。

○会長 ありがとうございます。

先生方、いかがでしょうか。非常に重たいテーマでもありますので、もうちょっとこの辺の資料をそろえていただきたいというように思います。

すみません、あと 1 時間切りましたので先に進めさせていただきたいと思いますが、の、この収益に関しては、これは前回やりました話ですかね、未収金対策の強化、国保あるいは保育、市営住宅、教育貸付金などということで、この表、資料 5 では最初の方ですね、1 ページ目、2 ページ目、3 ページ目、この辺が、あるいは 4 ページ目が使用料、4、5、6、7 ページですかね、使用料のところが書いてございます。

ただ、先ほど言いました歳出を今日は中心に議論ということでございますので、もし何かございましたら御発言いただいても結構でございますが、もし今すぐないようでしたら、また聞かれないことは後ほど、事務局の方に聞いていただくなり、意見を言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、あと国民健康保険税率の改定とか、下水道は、これは基本的には適切な

受益者負担を取るというこの前の議論のところで、数字的にどうかってちょっと私もわかりかねる部分があるのですが、基本的にはそういう方向で検討していくべきだというこの前の話が出たと思うのですが、これについてはどこに記載させていますか。

○事務局 国民健康保険税は資料５の７ページ。

○会長 ７ページですか。

○事務局 はい、下水道が資料５の３６ページになっております。

○会長 すみません、３６ページで上下水の話が出ておりますが、これは の民間などが税の支援のもとに実施の中の、公営企業の経営健全化で、上水と下水が今分かれているわけですが、それを一緒にして一体的に運営していこうやないかという、こういう議論にもつながってくるわけですね。

非常にルールが難しいので、もう一度説明していただけますでしょうか。上水と下水がどうなっているかというのは私もよくわからないので、ぜひ。先ほどちょっと御説明いただいたと思うのですが、何が問題なのかちょっと教えてください。

○事務局 下水道につきましては、雨水と汚水という２つの部分がございます、雨水の方は公費負担で、税をもって運営をしていくべきもの、汚水については利用者の負担で運営していくものという住み分けの考え方がありまして、下水については、今年平成２１年度決算につきましても約２億円の赤字収支となっております、これ平成２０年度からの３年間、収支バランスをとるのに３年間で約１０億円の税が投入されてありまして、このままでしたら平成２３年度に起債の許可団体、平成２４年度については経営健全化団体に陥ってしまう可能性もあります。そういった中で、抜本的に歳入の確保、適正な使用料改定が必要ではないかというようなことを前回御説明させていただきました。

○会長 今の説明は下水の話ですね。上下水道の統合ということ、これ自体はどのようなのですか、珍しいことなのですか。その辺がよくわからないのですが。

○事務局　上下水道の統合につきましては、近隣市では宝塚市がすでに取り組んでおられ、川西市がこれから取り組もうとされておられます。ともに企業会計で、上水は企業会計の全部適用といいまして、財務会計上すべて適用させるべきものというような位置づけがなされています。そのために企業管理者というものを設置しております。

下水につきましては、今現在、市長により管轄されている事業となっております。ただ、下水、それと上水につきましては表裏一体のものというような考え方のもと、事業として統一できるところを検討していくというふうに考えております。

○事務局　ちょっと補足しますと、事務局の考え方でもございますが、皆さんお使いの水道を公営企業としてやっておりまして、いわゆる地方公営企業法が全部適用されていますので、会計上の処理も、職員の身分も企業職員として事業をやってございます。

伊丹市の下水道事業の場合は、最近地方公営企業法の適用を受けたのですが、今、事務局が申したように一部適用といいまして、いわゆる会計処理だけを地方公営企業法を適用いたしておりまして、職員の身分は伊丹市の我々と同じように、企業職員ではなく、一般の公務員として働いております。

水道を使えば下水の方に流れますので、そういう意味では事業の一体化ができるのではないかというのが今回の投げかけでございますが、ただ1点、いわゆる雨水です。これまで御説明させてもらいました雨水の関係や、いわゆる河川の関係、そういう部分を一体化してしまいますと、いわゆる水道でしたら今申しますように管理者というポストがございまして、その管理者がほとんど権限のもとに行使ができますので、今、市長がやっている、そういう雨水の管理が管理者の方に、いわば地域分権ではないのですけれども、権限を移されまして管理者のもとにいろんな事業をやっていく体制になります。

そういうことも含めて、それがいいのか悪いのか、下水道事業の一部適用を全部適

用にして、企業職員として企業性を発揮して一体化してやっていったらいいのかということ、やはり検討する時期ではないかなということで、今回ちょっと上げさせていただいている状況でございます。

○会長　これは組織をどうするということなのか、施設なんかも統合するということなのですか。

○事務局　組織統合も含めて考えております。

○会長　組織統合について施設はどうなるのですか。

○事務局　施設も、いわゆる上下水道局みたいな形になりますので、企業の方で管理していくような位置づけで考えればどうかというように思っていますが、なかなか検討すべき事項はいろいろあるとは思っています。

○会長　市民サービスの向上と書いてありますが、統合ということになると、これはどういうふうに市民サービスの向上が図られるのですか。

○事務局　これは先生、一番お詳しいかと思いますが、申し上げますと上水道と下水道というのは、これは、一緒になったとして、料金というのは実はどんぶり勘定できないことになっています。あくまでも統合したとしても、上水は上水の料金で、下水は下水道の料金で計算される。これは水道法とそれぞれ下水道事業法という法律に定められておりますので、統一しても別に料金は一緒になって、黒字と赤字が一緒になったので料金が下がるかと、実はそういうことにはなっておりません。

じゃあ何がメリットかと申しますと、今、室長申し上げましたとおり、それぞれ2人トップがおりますけれども、基本的にはトップのマネジメントというのは基本的に1人でできるだろう。それから、それに伴いましてバックヤード、いわゆる総務部門というのは、これは削減できるだろうということが効果としてございます。

その結果、いわゆるこれから、先ほどもありましたけど、下水道といいますのが汚水の料金、汚水の維持管理費を今現在、料金で賄うことができない状況になっておりますので、将来的にはこれ値上げをお願いしなければならない状況だと考えております。

す。こうなったときに、市民の方からすれば、やはり値上げの負担を求めるのであれば、市の内部努力というのは何かしてもらえないのかといったことについては、しっかりとお答えをしていかなきゃならないと思っておりますので、基本的には料金の御負担をお願いするのであれば、市の中におきまして、今申しましたバックヤードを含めた管理マネジメント体制が統一的にできるのであれば、なおかつ今申しましたとおり、基本的には地方公営企業法という法体系の中に入るのであればマネジメントは同じじゃないかと、こういった考え方からすると、いわゆる組織というのは統合をして、内部管理ポストを少しでも削減していきたい、こういったことが市民サービスの向上につながっていく、こういうふうな考え方で書いております。

○会長　いかがでしょうか。公営企業というちょっと特殊な世界の話で、私もちょっとなかなかよく理解できないところがあるのですが、まずこういう取り組みについては、この近辺でも宝塚と川西が行っているのですね。もう実施しているのですか。

○事務局　川西市が来年実施に向けて取り組みを行っております。

○会長　全国的にも、そういう流れなのですか。

○事務局　私もちょっと全部が全部、今手元にないのですが、たしか宮崎県の都市や、あと名古屋市では、同じように上下水道局でやっております。

○事務局　割と政令市では上下水道で行っているところが多いです。人口の大きい市は上下水道で、京都市などですね。

○会長　京都市ですね、そうですね。方向としてはいいのではないかなという気がするのですが、多分その組織の問題だとかクリアするところがあると思います。当然どれくらい効率化でメリットが出るかという、数字を出していかないといけませんね。

それと、今のお話からすると、下の下水道事業の健全化とは、関係があるのですか。ストーリーとしては、この統合と下水道事業の健全化とは、これ関係があるのですか。直接には関係ないのですか。

○事務局      基本的にはつながってくると思います。市民の方から見たときには、やはり同じような考え方で、少しでもやっぱり料金を低減してもらって、それで市民サービスに反映していただければという点では、やっぱりこれにつながってくると思います。

ただ、統合して、今申しました例えば管理者でありますとか、それから総務部門のバックヤードを減らしとしても、この３番目にあります下水道使用料金を賄えるほどの効果というのはちょっと到底出てこない状況でございます。具体的に申し上げますと、年間約３億円の赤字でございますので、年間最低でも約３億円の料金を市民の方に御負担をお願いしなければならない状況に今現在なっております。

なぜかと申しますと、ここにもちょっと書いてあります、平成５年以来料金を実は改定してないところでございます。有収水量、水道の使用量が減ってきているということや、あるいはやはり武庫川や、それから猪名川の方にあります処理場、あるいは県でやっております処理場の整備、こちらの方にかかります維持管理コストはやはり増えていくという、こういったこともございまして、料金の御負担をお願いしなければならない状況になってきているというところがございます。

そういった点からしますと、今申しました年間３億円の赤字がどうなっているかと申しますと、これ前々回のときにお話ししましたが、今、一般会計から補助金を出しているような状況でございますが、さきにお話ししましたとおり、一般会計の方の貯金もう既に７億円しかないということでございますので、このまま３億円ずつの赤字をさらに埋めていくというのは到底不可能ということもございまして、いわゆる汚水の原因者の方に料金を御負担をせざるを得ない状況であるということでございます。その上として、管理部門を削減したとして、職員１人削減して年間１，０００万円いかないぐらいです。３人削減しても３，０００万円、管理者１人で１，０００万円ぐらいでしょうか、４人カットしても４，０００万円ぐらいとして、法定福利費まで含めても考えたとしても、やはりちょっとそれでもなかなかいかない、そういうような

数字関係になっています。

○会長     ありがとうございました。

○E委員     いいですか。

○会長     はい、E委員。

○E委員     先ほどの上下水道の組織の統合とかいうようなお話もあったかと思いますが、余り細かくなるようだったら結構ですけども、先ほど言われたように、いわゆる下水は市役所の一つの部門、上水は水道局という、いわゆる事業会社が行う。そこでそれぞれで働いておられる身分は、ちょっと違いますというお話があったかと思うのですが、これを仮にこういう方向性で統合しようとしたときに、それぞれの統合後の、職員の身分の問題や、労働条件など、そういったことは当然話としては出てくるのですかね。

○事務局     おっしゃるとおり、まだまだ越えなければならないハードルというのはございます。身分の問題、それから給料の問題、それから処遇の問題、それぞれ御案内のとおり、水道局というのは地方公営企業法という法がありまして、簡単に言いますと市がやっている事業なのですけど、実は民間と同じようにやっておりまして、基本的に例えば給料一つとっても、給料に対しても公営企業の方で法律上、決めることができるのです、法律上。ところが、市の方については、いわゆる人事院勧告準拠という話でして、この給与一つとっても実は多少の考え方の違いはございますので、もし一緒になったときには職員の処遇の関係、それから労務の関係などは多々違うことになっておりますので、これは詰めていかなきゃならない課題は多々ございます。

○会長     ありがとうございました。

もし、また何か御意見ありましたら、事務局の方に直接していただければというように思います。

それでは、すみません、その次ですね、民間などが税の支援のもとで実施するというものの中で、先ほどお話がございました伊丹国際クラフト展、これはどこになりま

すでしょうか。

○事務局 これは資料５の２１ページです。

○会長 ２１ページですね。

○事務局 ２１ページの下から２つ目です。

○会長 これもちょっと簡単に御説明いただけますでしょうか。

○事務局 これは宮ノ前にあります工芸センター、美術館、柿衛文庫に隣接している施設なのですが、工芸センターで開館当初から行っております全国公募展、現在は、国際となっておりますので、海外からの作品も受け入れながら、クラフトといいまして工業製品ではなくて、いわゆる手づくりの良さをということで、大量生産していない道具、用具などを公募して、その優秀作品を表彰するという展覧会になっています。

本市で行っている全国展の中でも、かなり大規模なもので、現在は文化振興財団で実施をしております。市も共催しておりまして、多額の費用を払っております。

○会長 多額とおっしゃいますが、大体どれくらいですか。１００万円なのか、１，０００万円なのか、１億円なのか。

○事務局 １４０万円です。

○会長 １４０万円ですか。

○事務局 はい。事業自体は５００万円ほどの事業です。

実は、この中で一番注目しておりましたのが賞品なのですが、今、賞品総額で１４０万円を賞金としてお渡ししております。そのほとんどが、市外の方が受賞をされております。それを税金でもって１４０万円の賞金を渡すということがいいものかどうかということで上げさせていただいております。

○会長 いかがでしょうか。

○Ａ委員 伊丹国際クラフト展で受賞した方が、すごく国際的な作家になった場合、プロフィールの中で伊丹を紹介したら、それはそれで宣伝効果があるのかなというふうな感じがするのですが、その人がこの伊丹の賞をプロフィールの中に書くほどで

はないと思っていれば、本当に捨て金みたいな感じになってしまうのかと思いました。

○会長     ありがとうございます。

○C委員     余り言いたくないですけども、これだって目的の中に、将来のクラフト作家を育成する役割を担うというふうに書いてあるわけですね。それは伊丹にいる作家を伊丹で育成するというようなことに目的があるのだったら、今までの取り組みは失敗ということになります。だからそこをやっぱり考えた方が、これは繰り返しになるのもう余り言いませんけれども、いいのかなというふうに思います。

○D委員     よろしいでしょうか。

○会長     はい。

○D委員     この使命とは何なのかと考えますとね、黒字でお金があって困っているならいざ知らず、全く逆の状況の中でね、140万円といえども、もっと必要としているところが、山のようにある気がするのですけどね。

○事務局     D委員からの御指摘は、恐らくわざわざ、ここで一つ一つこんなことやなくても、市の中で、役所内でできればそれで済む話が多いのではないかというふうにも聞こえるのですが、まさにおっしゃるとおりでございます。ただ、半分言い訳になりますが、プラスおしかりをうけることを覚悟で申し上げさせていただければ、市というものがどうしても予算というものを市長が策定し、これを議会にかけて、議会が市民の代表者で、御了解いただいたもので実施していくということが前提になっていきますと、財政当局としては甚だ疑問に一職員としては思いつつも、それをそこで一つ僕としてはこうだから終わるということがなかなかできないという、これはまた市の運営ということでもございますので、反省も多々この中には含んでおるのは事実でございます。事実でございますが、反省を含めながら、今回この行財政プランの策定という中で、市民の方々から今一度どのようなお考えかということ幅広くお聞かせ願うのがこの会の趣旨でもございますので、おっしゃるとおりでございますが、あわせてその他御意見賜ればと思っております。今の御指摘もまさにおっしゃるとお

りでございます。

○D委員     それと、歴史のことを知らないのですけども、多分二、三年前から始まったわけじゃないと思うのですけども、過去はそれなりにうまくいっているというか、財政状況がそれほど厳しくない状況のときに始まったのではないかと思うのですけども。とはいうものの、当然世の中動いているわけでして、過去やっているから慣習でやるというのは非常にまずいと思うのですけども。

○会長     よろしいでしょうか。

じゃあ、そういう御意見も踏まえてまた御判断いただければと思いますが。

次に、先ほど花火大会のあり方ということでお話がございました。これは資料5の22ページですかね、22ページの上から3番目でございますが、これも皆さんおわかりかと思いますが、事務局の方から、問題点の趣旨をもう一度お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局     この花火につきましては、今現在、費用として約2,000万円かけております。以前、ふるさと基金というのがございまして、ふるさと創生1億円というのが20年ほど前にあったと思うのですけども、それを基金に積み立てまして、ちょうど事業費の半分を充てて繰り入れておりました。ですから、簡単に言いますと2,000万円の事業を1,000万円はその基金で、1,000万円を税金で行っていた状況です。

昨年、その基金が枯渇いたしまして、全額一般財源で行うような形となりました。結果、費用負担が倍になります。そうなったときに、本来花火というものが必要なものかどうか、先ほど事務局で申しましたように、短時間で2,000万円の費用を使うというのが、いいものかどうか。確かに約5万人の来場者があるのですが、お金の使い方として生きた使い方になっているのかどうかということが疑問に思います。

ただ、その一方で、この阪神間では最終の花火として、かなり近隣にも実は定着してきているのも事実です。地域性などといったものを考えると、単純に廃止していい

ものかどうか。ただ、それだけの費用負担を行っていくべきかどうかということで、今回上げさせていただいております。

○会長　これにつきましても、皆さん方、また恐らく個々で御意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○D委員　他市はどうですか。大阪市などは、企業等から寄付が出ているとかいう話を聞くのですけど。

○事務局　すみません、大阪市までは確認をとっておりません。

○D委員　淀川の話ですけどね。

○事務局　寄付を頂くということですか。

○D委員　いえ、民間からお金をとっていると聞いたのですけど。

○事務局　伊丹も協賛金をいただいております。事業費が約2,000万円かかっている中で、約1割の約200万円が皆さんからの協賛金となっております。

ただ、その2,000万円の使い方なのですが、花火そのものにかかる費用というのが、全体の3分の1程度です。もう3分の1というのが、警備費用にかかっております。

○D委員　新潟県長岡市の花火大会があります。打ち上げ前に何々の提供といったマイク放送をします。何々の提供とかね、非常にローカルなケースもあり、どこどこのお孫さんが生まれましたとうのもありました。このようなことで財源確保されているみたいです。

○事務局　本市においても、企業等の協賛金も毎年約200万円近くいただいております。それ以外にもいろいろと財源の確保策というのは考えております。例えば今年は市制70周年ということで、個人的な古希の祝いのアナウンスを行い、1回の打ち上げにあたり、2万円のお金をいただきました。そういったような取り組みも行っております。

○会長　難しいところですね。検討というのは、廃止してしまうというそんな感じ

なのですか。

○事務局　恐らくここが一番難しいところだと思うのですが、市議会の中でも結構いろいろございまして、花火の効果がどのくらいあるのかとかいった話、1人500円使うとして、5万人で2,500万円ぐらいの効果はあるのではないかという話や、やはり一晩で2,000万円が消えていってしまうのはいかなものか。そうすると10年行えば2億円ですから、建物が1個ぐらい建設できてしまうという点からすると、花火は本市でなくても近隣市でも、例えば池田市、川西市、宝塚市があるのではないか。一方で、花火はそもそも文化であり、文化論からすると、柿衛文庫等を大事にしているようなものではないかという話から、意見はいろいろございます。

単に財政サイドからすれば、やはり約1,700万円は高額であります。約1,700万円というのは、先ほど言いました寄附金を除いた額でございます。実はこれ以外にも、職員の超過勤務などを含めると、あとプラス1,000万円ぐらいかかっております。

あとそのほか、市の財団法人から寄附を頂いております。例えば観光物産協会からもいただいておりますけれども、元々観光物産協会へ市から助成金を出しているというのを考えれば、それも市の負担ということも考えられるのではないのでしょうか。それでも市民の年1回の楽しみだからいいじゃないかという面もまた否定もできません。有識者の方々からぜひともこのあたりは御意見、お考えとしても幅広くいただければと考えております。

○A委員　スーパーなどでは、案外、この日の売り上げは大幅に上がるのではないですか。

○D委員　いや、そんなことはないです。

○A委員　5万人来られたら。

○D委員　ずっと一連の同じ話だと思うのですがね。文化だということであれば、それを守るためには市としての使命感は、若干、あるかなと思うのですが、また単な

る楽しみというのであれば、財政的に余裕があるのなら、行ったらいいと思います。

○会長 住民の方からの寄附や、企業協賛などが、約200万円というのはちょっと少ないような気がしないでもないのですが、どうなのですか。その辺の努力が足りないのか、市民に根づいていないのか私はよくわかりませんが、その辺の努力をしていくというのはどうなのでしょう。

○事務局 ただ原課の方で考えていただいております、さっき申しましたように、その一つが古希記念としての打ち上げを2万円でおこなうということも考えてみました。それから、バスの運行についても見直しを行いました。

その中で一番多く意見があったのが、いわゆる有料観覧席というのをつくったかどうかということがございました。他市でもやっている例がございます。検討はしていただいたのですが、伺うところによりますと、本市の場合、幸か不幸か有料観覧席に行かなくても非常によく見えるという意見もございまして、有料観覧席を設けて、わざわざ来ていただける人がいるのかどうか。そういったことを考えれば若干消極的な意見を原課より、いただいているといった状況でございます。

○D委員 そんなことはないと思いますが。先ほど例に挙げた長岡市も、私の行ったときはすごかったですよ。長岡市というのは、どちらかというと地方都市ですので、そんなに高層ビルがたくさんあるわけではないのですが、歴史があるからかもしれませんけども、席を確保するのが、なかなかできないくらい人気があるみたいですね。

また、淀川花火大会も見物客が物すごいです。たとえば、終了後阪急十三駅で電車に乗れない方が梅田駅まで歩くという状況です。

○会長 これは市主催なのですか。

○事務局 実行委員会方式です。

○会長 実行委員会の主体は市ですか。たしか大阪市は、商工会議所やJCが何かですね、市ではなく、民間です。

○D委員 民間ですか。

○会長　私は神戸市に住んでいますが、要はルミナリエでも同じような話があるわけですね、最初はＪＲから大量の寄付金を頂いていましたが、近年寄附金が減っていく中で、どう維持するかということで、現在、募金をおこなっています。そういうことで、こういうイベントはどうやって維持していくかというのは非常に難しいところがあるので、どうしても行政で行うことができなくなれば、もう一人一人の善意にある程度頼らないと、維持できないと思います。

○事務局　あともう一つすみません、伝え忘れたのですが、私が申し上げるとどうしても消極的になってしまうのですが、職員の労務というものがございまして、１年のうち、これに係る労務量というのが相当ございます。実際にそれを数値化して計ったことございませんが、数人の職員が３カ月間かけて警備、あるいは後始末、こういったものに係る労務という点を人件費コストとしては当然反映させていきますので、そういった面を考えると、やはりどうしても財政面から見たときには、本来こういった花火が一夜で終わってしまうよりは、別のいわゆる社会サービスであり、そのほかの地域支援であり、そういった形の方へ充てていけないかなというのは思うということでございますが、何分結論がなかなか出づらく、各委員の御意見をこの場でぜひとも聞きたいと思っております。一方では、本市が再建団体になるまでは頑張っても花火を上げて市民の元気をという意見もございますので、そういうところは一応、非常に割り切れないところが正直多いです。

○会長　これは伊丹祭りという、何かそういう祭りの一環としてやっているわけじゃなくて、単に打ち上げ花火という形ですか。長岡市など、例えば東北の三大祭りなどで、「ねぶた」だと、４日間くらいあって、ねぶた祭りを行いながら、１日だけ花火を上げる。要するに一連の祭りの中で花火を上げています。伊丹の場合は、単に打ち上げるだけですか。そういう相乗効果があるかどうかということです。

○事務局　そこはもちろん打ち上げて、ただ単にどうぞ御自由にではなく、当日、神津地域の夏祭りとも重なっておりますし、阪神間最後の花火ということもあります。

主としておりますのは、市内の方だけでなく、阪神間あるいは大阪の方々からも本市へ寄っていただいて、市の中心市街地をよく見ていただきながら、そこでいろいろ経済効果も出していただくということを、主として行っているつもりでございます。

○会長 何人ぐらいの集客があるというのはわかりませんか。

○事務局 ざっと約５万人です。

○Ｄ委員 昔はなかったですね。この辺では宝塚市が私の子供のころからあったのですが、何年ぐらいされているのですか。

○事務局 昭和５０年代に地元の神津地域の花火大会として最初は始まったのですが、途中から市が引き取って、市の行事になりました。

○Ｄ委員 ２０年、３０年、そのぐらいですかね。

○事務局 今年で３０回目です。

○事務局 中止は阪神・淡路の時とＯ１５７の時と、あと何回か中止がありました。

○事務局 平成１７年のＪＲ福知山線脱線事故のときも中止になりました。

○事務局 だから年数としては３０有余年続いています。

○Ｃ委員 これ観光振興って書いてありますよね。だから本当は観光振興など、そういう地元の商店街や市街地の活性化というのであれば、それはきちっと経済効果のようなものを見積もりしていく必要があると思います。それが合わないのであれば、もう文化というように位置づけなければ仕方がないので、もう文化事業であれば、それこそ、企業や地元にも協賛金等を協力してもらい、警備や、運営に関してもボランティアで市民に積極的に協力をしてもらうというような運営のやり方をしないとイケないのだらうと思います。

伊丹市の場合は去年、酒蔵めぐりといった地元の振興策みたいなイベントを実施されていますよね。例えば、そういうものと一体的に期間集中的に運用するなど、ほかの事業との関連性をつなげて相乗効果を上げるなど、そういった工夫は必要なのかなという気がします。

そうであれば、例えば地元の酒蔵など、そういうところへたくさん人が来てくれるのだったら協賛金を出そうかっていう話になるじゃないですか。だからそういう事業を単発で行うのではなく、市がいろいろと振興策をやっているものと組み合わせて、こういう事業も考えるという工夫も必要なのかなという気がします。

○会長 意見はいろいろあると思うのですが、今のままではなかなか厳しいという感じですね。ですから、だれに負担してもらうのか、あるいは観光の一環なのかという、その辺もうちょっと詰めていかなければならないという感じですね。一事業で2,000万円近いお金がすぐになくなるというのも、長岡市などは完全に文化として行われていますから、あれで20万人、30万人とか来るわけです。それは観光の一つとして行っているからいいのかもしれませんが、伊丹の場合の集客はよくわかりませんけどね。

例えば、神戸のみなと神戸の花火大会だって、30万人、40万人が来られます。そういうものであれば、また、お金をかける価値はあるのだと思うのだけでも、その辺をどう切り分けるかということじゃないのでしょうかね。

その辺、また御議論いただくということではいかがでしょうか。

すみません、あともう一つ、配食サービスですかね、これは何ページですか。

○事務局 資料5の16ページです。

○会長 ここもちょっと御説明いただけますでしょうか。

○事務局 これは在宅の要介護者の方で、ひとり暮らしの高齢者の方に対して食事を配食するというサービスです。これはこのサービスが始まったときはいろいろと配食サービス事業というのが民間では行われていなかったのですが、現在さまざまな配食サービスを行われる民間事業者も出てきておりまして、行政の役目も終わり、民間に移行するため、もう廃止してもいいのではないかと思い、上げております。

○会長 現在、直営で行政がやっておられるのですか。

○事務局 いえ、委託をしております。5事業者ほどに市が委託しております。こ

こ数年の利用者は200人ほどで、だんだんと減少してきているのが実情です。ここで1食当たり600円というように書いておりますが、事業所によってはもっと安い民間のサービスもございまして、利用者の減、他の民間業者の価格等を考えたときに、そろそろ事業のあり方を検討していくべきではないかと思い、上げております。

○会長     ありがとうございます。

確認ですけども、在宅の要介護者。要援護、要介護の方が対象ですか。

○事務局     そうです、介護保険の対象です。

○会長     ひとり暮らし高齢者というのは、介護保険の対象外の人もあるわけですか。

要は、介護保険の中でこういうサービスを受けれる場合もありますよね。

○事務局     これ自体は介護保険事業のサービスです。

○会長     そうすると、高齢者のひとり暮らしという方も、いわゆる介護保険サービスを受けることができるということですか、要支援か何かですか。

○事務局     介護保険のいわゆる給付費とは別です。

○会長     これは、介護保険の外の話ですか。

○事務局     はい。

○会長     今の趣旨は、要するに介護保険でもそのサービスを受けることはできますよね。

○事務局     はい。

○会長     だからやめましょうということですか。それとも、それだったら介護保険には対象になってない方でひとり暮らしの方は、じゃ民間でやっているからそれはそれでやってくださいと、そういうことですか。

○事務局     受けるためには、一人でお食事がつくれないとかというような一定要件が必要ですので、そういう要件がないと受けられないということです。

○会長     ひとり暮らしの方は、じゃあ民間と契約すれば同じようなサービスは受けられるということですか。

○事務局　もともとこの要件が、今ぎりぎりセーフかアウトかというようなボーダーの方については、もともと民間のサービスを御紹介していたという経緯もあって、当時のサービス利用者からすれば、今はサービス量が増えているということです。

○会長　宅配ですね。

○事務局　介護を受けないよう支援するため、地域支援事業を行っております。

○会長　要支援の前段ですね。

○事務局　はい、要支援とか、要支援の前みたいな形で、本市も介護保険の特別会計で事業を行っているのですが、本人の利用負担など、国、県、一般会計からも税をもって事業費を負担しておりますので、これ廃止することによって一般会計からの税の負担がこれだけ助かるということは、ここに示させていただいております。今まで説明いたしましたように、当初は市でしか事業をやってなかったんですが、かなり民間事業者も参入されておられまして、場合によっては、利用料が安くて済むような事業になっておりますので、そろそろ公がやらなくてもサービスは維持できるのかなということで、廃止の提案で上げさせていただいております。

○会長　いかがでしょうか。この事業を廃止した場合、税金も使わなくていいわけですね。受ける方も600円よりも安く利用できるわけで、両方ともメリットがあるわけですね。

○事務局　お客さんも全くそれがなくなるということではないイメージなのです。

○会長　こういうのをぜひ探してほしいですね。税金も使わないし、受益者の影響がないというものをぜひ。

○D委員　配達で600円以下があるのですか。すごいですね。

○事務局　これ、ここにも書いてありますとおり、コストカットというよりは、この2番のところにありますように、もう一つの地域支援事業として行っておりました。利用者の安否の確認というのもあって、結果、行政側が行っていたということもあるのですけれども、これにつきましても現在、民間の宅配サービスで、基本的にあわせ

てやっていただけるという宅配業者が何社かございます。結果、民間にお願いしております。また、私もメニューを見せていただきましたけど、質も非常にいいものがございますので、利用者の方も喜んで十分いただけるんじゃないかということで、こういう方向で考えております。

○会長     これは行政が委託していたときの民間業者と、現在行っている業者は違うのですか。

○事務局     聞いている話としましては、今、市が委託しているのは地区のデイサービスセンターなどが運営している社会福祉法人にお願いしております。

○会長     もっと配食を専門的にやるところができたんですね。

○事務局     今回、全くの民間事業者への委託を検討されているということでございます。

○会長     それはそれでいいわけですね、そういう意味ではね。

○事務局     目的、効果とも全く行政がやるのと同じ効果が得られます。

○会長     それは問題ないですね。わかりました。

一応そういうことで、この資料3に沿って、特に収入ではない部分、に関しては、結論はちょっと出てない部分もありますが、一応御議論をいただいたということかと思えますが。

○A委員     すみません。今のこの配食サービスのところ、     になっていますよね。さっきのこの資料3の方だったら     ですけれども、表では。

○事務局     の間違いです。

○A委員     ですね。ほかに     というのはなくて、この全部の項目の中で1つだけということですか。

○事務局     すみません、そこのあたりも一度精査をさせていただきたいと思います。

○事務局     数は少なかったと思います。

○会長     そうですね。そういう意味では、今おっしゃるような厳しい財政状況です

から、民間に委託していくという姿勢が必要かもしれませんね。

ちょっとそういうことで、3時間いただいておりますが、そろそろ時間が近くな  
ってまいりましたが、次回以降、ちょっとスケジュール、事務局の方から説明いた  
だきたいと思いますが。

○事務局 次回ですが、事務局案といたしましては、11月1日月曜日午後3時か  
らと現在は考えております。内容につきましては、先ほどお話の方にも上がってき  
ました人材育成のあり方という形を考えております。

また、第6回目以降につきましては、今会長と調整させていただいておりますので、  
候補日を何個か上げさせていただいて、早急に各委員の方にメールでお知らせをさ  
せていただきたいと思いますので、御了承いただければでしょうか。

○A委員 次も3時間ですか。

○事務局 次回も3時間予定させていただいております。午後3時から6時まで考  
えております。

○A委員 3時間の場合、間に1回ちょっと休憩とっていただけますか。

○会長 そうですね。失礼いたしました。

○事務局 わかりました。そのようにさせていただきます。

○会長 そういたします。私の方もそこは、そういうふうにいたします。

○事務局 続きまして、第3回目の議事録案を作成させていただきましたので、今  
からお配りさせていただきたいと思います。大変お忙しいところ大変恐縮ですが、各  
委員の議事録の発言内容の確認をお願いしたいと思います。大変恐縮ですが、今週の  
金曜日までに修正箇所がございましたら、メール及び電話、ファクスでも結構ですの  
で、事務局まで御連絡お願いいたします。

その後、事務局で名前、人物が特定できるものを削除した分の議事録を作成いたし  
まして、A委員、C委員の方に今回第3回目の検印していただいた後、ホームページ  
に掲載をさせていただきたいと考えております。

○ D 委員      ちょっと提案なのですが、皆さんメールを使っておられるようなので、わざわざこれ印刷して紙でいただかなくても、これもメールでいただいたらいいと思います。

○ 事務局      わかりました。皆さんがよろしければ次回より、そのようにさせていただきます。

○ D 委員      修正があれば、赤で書いて送り返すなどと、考えていただけたらと思います。

○ 事務局      わかりました。早急に検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

事務局の方からは、以上です。

会長、よろしくお願いします。

○ 会長      それでは、第 5 回目は 1 1 月 1 日ということで、よろしくお願いいたしますします。

また、6 回目以降の日程も早急に決めていただきたいというふうに思います。

では、本日は皆様大変お忙しいところ、ご参加をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして第 4 回目の行財政改革推進懇話会を終了させていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。